

カザフスタン共和国法 産業政策について

2021年12月27日付カザフスタン共和国法第86-VII号

本法は、産業政策の基本原則を定め、産業政策の策定および実施の過程で生じる社会関係を規律するものである。

第1章総則

第1条 本法で用いられる基本概念

本法で用いられる基本概念は次の通り：

- 1) 地域クラスター：地理的に集中した、相互に関連し、相互に補完し合う組織のグループであり、製造業者、供給業者、科学研究機関、高等教育機関および（あるいは）卒後教育機関、技術職業教育機関、特定の産業に特化したその他組織が含まれる；
- 2) 国内価値：生産された財、実施された業務、提供されたサービスの総量に占める、国内市場で生産された財、実施された業務、提供されたサービスの割合；
- 3) インダストリー4.0：フィジカルな対象、工程、情報通信技術を統合した生産体系であり、リアルタイムで現実の工程が監視制御され、運用上の意思決定が行われ、工程間および技術と人との連携が行われる；
- 4) イノベーション：導入された革新的活動の最終成果であり、新規あるいは大幅に改良された製品（財、業務、サービス）、技術、プロセス、新しいマーケティング手法、また事業慣行、職場や対外関係における新しい運用手法の形で実現され、競争優位性をもたらすもの；
- 5) 革新的活動：イノベーションの創出を目的とした活動（知的、創造的、研究的、科学技術的、技術的、産業革新的、情報通信的、組織的、財務的（あるいは）商業的な活動など）；
- 6-1) 準国営部門の個々の主体：国営持株会社、国有持株会社、国有企業、議決権株式（授權資本における持分）の50%以上が国営持株会社、国有持株会社、国有企業に直接的あるいは間接的に属する組織、ならびに社団法人。ただし議決権株式（授權資本における持分）の50%以上が国営持株会社、国有持株会社、国有企業に直接的あるいは間接的に属し、後日償還権を有する自然人あるいは非国営法人に信託管理に移管された法人は除く；
- 6) 革新的活動への国家支援における権限機関：イノベーションおよび技術開発分野において指導的役割を担う中央執行機関であり、カザフスタン共和国の法令で定められた枠組みの中で、革新的活動に対する国家支援の実施において部門間調整や参加を行う；
- 7) カザフスタン原産品：カザフスタン共和国で完全に生産された財、あるいは加工品で、生産条件を準拠し、生産・技術作業の最低基準を満たし、カザフスタン製造業者レジストリにその情報が登録されているもの；
- 7-1) カザフスタン製造業者：カザフスタン共和国に所在地を置き、カザフスタン製造業者レジ

ストーリーに登録された企業；

7-2) 交叉責任：本法に従い国家産業刺激策が提供される際に、産業イノベーション主体と国が負う相互責任；

8) 市場規模：工業生産品の国内市場、生産および輸出入の最大可能規模を決定する定量的指標；

*立法・法律情報研究所注！第8-1号は2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIIIにより改正（初回公布日より6カ月経過後に施行）。

8-1) オフテイク契約レジストリ：政府系および非政府系情報システムから取得した、オフテイク契約、契約者、加工業で生産された財の情報を含む電子データベース；

9) 産業：鉱物採掘、製造業、電気・ガス・蒸気供給、空調、上水供給、下水処理、廃棄物収集・処分、汚染処理など、経済活動全般を包含する経済部門；

10) 産業事業体：産業分野で活動する自然人および（あるいは）法人、ならびに産業イノベーション事業体；

11) 産業イノベーションプロジェクト：技術移転、新規（既存の改善）生産構築、および（あるいは）イノベーション活動の実施を目的として、一定期間に行われる一連の措置；

12) 産業イノベーションシステム：カザフスタン共和国における産業イノベーション活動、インフラ、産業促進およびイノベーション支援を目的とした施策に対する国家刺激策に参加する、産業イノベーションシステム内の主体の集合体；

13) 産業イノベーション活動：労働生産性の向上、およびカザフスタン産の加工業の財、業務、サービスの国内および（あるいは）国外市場へのプロモーションを目的として、環境安全性を考慮した産業イノベーションプロジェクトの実施に関連する活動；

14) 産業イノベーション事業体：産業イノベーションプロジェクトを実施する、あるいはカザフスタン産の加工業の財、業務、サービスの国内および（あるいは）国外市場への普及促進活動を行う自然人および（あるいは）法人、合名会社；

15) 産業イノベーション活動への国家刺激策に参加する産業イノベーションシステム内の主体：開発機関や金融機関の管理システム最適化策、国民経済振興策の一環として設立された国営持株会社、および産業発展基金であり、国家産業刺激策実施の権限を有する；

16) 産業製品：産業活動実施の結果として生産された財；

17) 産業政策：産業の刺激および発展を目的とした、国が実施する経済的、組織的、法的な措置の体系；

18) 産業政策省庁間委員会：カザフスタン共和国政府の下に設置された諮問機関であり、カザフスタン共和国副首相が委員長を務め、産業政策の策定および実施に関する省庁間の調整を行うために設立された；

19) 国家産業促進分野の権限機関：産業分野における指導的役割を担う中央執行機関であり、カザフスタン共和国の法令で定められた範囲内で、国家産業刺激の実施における産業部門間調整および参加を行う；

20) 国家産業刺激策：加工業および産業イノベーション活動の発展を目的として、本法に従い国によって実施される刺激策；

21) 産業トランスフォーメーション化：企業のビジネスプロセスにデジタル技術を導入することであり、企業のビジネスモデルに大きな変化をもたらす；

- 22) 加工業：新製品（食品を含む財）のために原料、材料、資材、構成要素の加工に関する産業分野全体；
- 23) 技術移転：産業イノベーション事業体による新規あるいは改良技術の導入プロセスであり、その所有権、占有権および（または）使用権がカザフスタン共和国の法律で禁止されていない手法で取得されたもの；
- 23-1) デジタル認証：「電子政府」情報通信インフラ施設を通じて実施される、申請者の自動評価プロセス；
- 24) 非資源輸出：加工品およびサービスの輸出；
- 25) 大規模発注者：一般鉱物を除く固形鉱物の採掘権を有する地下資源利用者；準国営部門の特定主体；小規模自然独占主体を除く自然独占主体；基幹企業。

**立法・法律情報研究所注！*

第1条は2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIII（初回公布日より6カ月経過後に施行）に従い、第26、27、28号により補完される。注。第1条は次のカザフスタン共和国法により改正：2022年12月30日付№177-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）；2024年1月23日付№54-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）；2024年1月17日付№107-VIII（2025年1月1日より施行）；2025年5月19日付№188-VII（施行手続については第3条を参照）。

第2条 産業政策に係るカザフスタン共和国の法令

- 1. カザフスタン共和国の産業政策に関する法令はカザフスタン共和国憲法を基に、本法およびその他カザフスタン共和国の法規定文書で構成される。
- 2. カザフスタン共和国が批准した国際条約が、本法で規定されたものと異なる規則を定める場合は、国際条約規則が適用される。

第3条 産業政策の目的と使命

- 1. 産業政策の目的は、競争力のあるハイテク輸出志向型製品の増産および原材料依存型発展モデルの脱却により、加工業の持続可能な発展を確保することである。
- 2. 産業政策の使命は以下の通り：
 - 1) 経済の産業部門における持続可能な発展目標の達成により、国民の福祉を向上；
 - 2) 加工業発展のための現代的インフラの整備および開発；
 - 3) 効果的なイノベーション導入および新たなハイテク生産発展を支援；
 - 4) 労働生産性向上および環境への悪影響低減を目的とした、加工深化、既存生産設備の再装備などを含む、経済多角化および工業生産の競争力向上；
 - 5) 国内における好ましい産業環境の整備および国民経済自足率の向上；
 - 6) 投資環境の改善、高付加価値のカザフスタン産財・サービスの輸出ポテンシャルの向上、また付加価値グローバルチェーンへの参入；
 - 7) 自国生産の発展を通し、輸入依存の削減。

注：第3条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIIに従い改正（初回公布日より10暦日経過後に施行）。

第4条 産業政策の原則

産業政策は以下の原則に基づく：

- 1) 高加工水準製品の生産、イノベーション推進、産業デジタル化への環境整備に向けた国の刺激策の方向性確保などによる、生産性の向上、経済の複雑化および技術性の向上；
- 2) 産業、イノベーション、投資、輸出、貿易、科学技術、教育、税制、予算、金融における政策の統一性を確保し、経済的に正当性のある決定を国が行う；
- 3) 機能、構造、発展可能性において異なる条件をもつ産業分野や地域において、産業政策の内容や政策実施ツールの選択に個々のアプローチを確保することによる、公正な競争条件化における民間企業の主導的役割；
- 4) 個々の産業分野や主体の状況の特殊性を反映した必要かつ十分なツールを提供したうえで、国家産業刺激策の開放性、対象設定、透明性、およびそれらへの平等なアクセス；
- 5) 産業政策を実施するうえで、異なる管理水準や管理体制の組織的な行動統一性を見込んだ、公正な富および責任の分配；
- 6) 国の産業や経済全体の機能および発展、人的資本の開発に関連する、国家、社会、産業企業の戦略的利益のバランス；
- 7) 産業発展の内外環境に起こりうる変化の予測、その戦略的位置づけの決定、環境への悪影響の軽減を目的とした、国家産業刺激策計画の体系化および長期化；
- 8) 予測、ニーズ評価、市場規模分析、リスク管理システム活用、資源・時間計画、変化対応への効果的対策の開発による、産業政策の有効性；

第5条 産業発展

1. 産業政策の実施は、加工業の競争力向上、産業企業の近代化を促す産業イノベーション主体の体系的な刺激に基づいた、国の産業発展の担保となる；
2. カザフスタン共和国領土における産業状況およびカザフスタン共和国政府の講ずる措置について情報を提供するため、カザフスタン共和国の産業状況に関する国家報告書（以下、「国家報告書」という）が毎年カザフスタン共和国大統領に提出される。

「国家報告書」は、国家産業促進分野の権限機関により、産業発展の評価、および国家産業刺激策実施の有効性評価に基づいて作成される。

中央国家機関、および州・政令指定都市・首都の地方行政機関は、報告年度の翌年3月1日までに、「国家報告書」に含める情報を国家産業支援策権限機関に提出する。

「国家報告書」はカザフスタン共和国の国家計画システムの諸文書により決定される産業政策を形成する主要な手段であり、それら文書の作成は、州・政令指定都市・首都の地方行政機関、企業および社会の代表者の参加のもと、国家機関により行われる。

第6条 産業政策の形成および実施手段

1. 産業政策は産業発展評価に基づいて策定される。
産業発展評価とは、産業発展に影響を与える法的、経済的、財政的、その他の要因を分析であり、産業発展評価手法に基づき行われる。
2. 産業政策実施モニタリングは、統一工業化マップを通じて行われる。
統一工業化マップは、産業イノベーション事業体を実施する産業イノベーションプロジェクト

トの全体を示す。

統一工業化マップの全体的な調整は、国家産業促進分野の権限機関により、産業イノベーションプロジェクト実施担当の国家機関、州・政令指定都市・首都の地方行政機関とともに行われる。

担当国家機関、国営持株会社、州・政令指定都市・首都の地方行政機関は、統一工業化マップの産業イノベーションプロジェクトの実施進捗に関する情報を四半期ごとに国家産業促進分野の権限機関に提供する。

3. 国家産業刺激策の実施効果は、国家産業促進分野の権限機関により承認された、国家産業刺激策の実施効果を評価する手法に基づいて評価される。

国家産業刺激策の実施効果を評価するため、国家産業促進分野の権限機関により、国家統計の権限機関と調整のうえ、産業分野の行政データの収集を目的とした様式が作成および承認される。

取得した行政データは、産業イノベーション事業体の同意なしに第三者に開示されることはない。ただし、法的効力を有する裁判所判決に関する情報、あるいはカザフスタン共和国法令で定められたその他の場合を除く。

第7条 産業政策の実施分野

産業政策は本法に従い、次の分野で実施される：

- 1) 産業発展の基本条件；
- 2) 販売市場の促進；
- 3) 産業の効率性および競争力の向上。

第2章 産業発展の基本条件

パラグラフ 1 産業政策における国家規制

第8条 カザフスタン共和国政府の権限

カザフスタン共和国は：

- 1) 産業政策の主要方向性を策定し、その実施を組織する；
- 2) 国家産業刺激策の実施権限を有する、国家開発機関および議決権株式（授権資本における参加株式）の50%以上が直接的あるいは間接的に国に属するその他法人リストを承認する；
- 3) 産業イノベーション要素など、国民経済の安定性および持続可能性の確保を目的として：
 - ▶ 国家産業政策策を導入し、その適用手続を定め、その廃止を行う；
 - ▶ 産業イノベーションインフラ要素を導入し、またその構築および運用の手続を定める；
- 3-1) 国内価値拡大プログラムの策定・調整・承認・実施・モニタリングの規則を承認し、またそれらの典型形式を承認する；
- 4) 2023年4月19日付カザフスタン共和国法№223-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により削除。
- 5) 2023年4月19日付カザフスタン共和国法№223-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により削除。
- 6) 2023年4月19日付カザフスタン共和国法№223-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）

により削除。

7) 2023年4月19日付カザフスタン共和国法№223-VII (初回公布日より10暦日経過後に施行)により削除。

8) 2023年4月19日付カザフスタン共和国法№223-VII (初回公布日より10暦日経過後に施行)により削除。

注：第8条は次のカザフスタン共和国法により改正：2022年12月30日付№177-VII (2022年1月8日より施行)；2023年4月19日付№223-VII (初回公布日より10暦日経過後に施行) 2024年1月23日付№54-VIII (初回公布日より60暦日経過後に施行)；2025年5月19日付№188-VIII (初回公布日より60暦日経過後に施行)。

第9条 国家産業促進分野の権限機関の権限

国家産業促進分野の権限機関は：

- 1) 産業政策を策定および実施する；
- 2) 国内価値拡大政策の策定に参加する；
- 3) 毎年3月31日を期限としてカザフスタン共和国政府に国家産業刺激策の効率性に関する情報を提供する；
- 4) 工業発展の評価を行う；
- 5) 産業政策の問題に関してカザフスタン共和国の部門別国家機関と連携し、その業務を調整する；
- 6) 国内価値の審査規則を策定および承認する；
- 7) 統一工業化マップを策定および承認する；
- 8) イノベーション活動への国家支援分野の権限機関に対し、イノベーション助成金の優先分野決定に関する提案を提出する；
- 9) 産業政策省庁間委員会の規定を策定し、その構成に関する提案をカザフスタン共和国首相に提出する；
- 10) 以下を規定する、カザフスタン共和国政府令案を作成する：
 - 国家産業刺激策導入、適用手続決定、およびその廃止；
 - 産業イノベーションインフラ要素の導入、またその構築および運用の手続決定；
- 11) 統一工業化マップへの産業イノベーションプロジェクトの登録規則を策定する；
- 12) 統一工業化マップの産業イノベーションプロジェクトのモニタリング手法を策定および承認する；
- 13) 2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII (2026年1月1日より施行)により削除；
- 14) 国内市場におけるカザフスタン産の加工製品・業務・サービスの販売促進に向けた国家産業刺激策の規則を策定および承認する；
- 15) 国家産業刺激策の実施権限を有する、国家開発機関および議決権株式（授權資本における参加株式）の50%以上が直接的あるいは間接的に国に属するその他法人のリストを作成する；
- 16) 地域クラスターの競争的選定について規則を策定および承認する；
- 17) 地域クラスターレジストリの形成および運用について規則を策定および承認する；
- 18) 地域クラスターレジストリを形成および運用する；

- 19) 産業イノベーション事業体の労働生産性向上に向けた、国家産業刺激策について規則を策定および承認する；
- 20) 地域クラスター発展における国家産業刺激策の提供について規則を策定および承認する；
- 21) カザフスタン共和国における国家計画システムの文書について、その権限の範囲内で実施を確保する；
- 22) カザフスタン共和国の法人との間で農業機械の工業組立に関する契約の締結について規則および条件、また変更および解消の根拠、およびその標準様式を策定および承認する；
- 23) カザフスタン共和国の法人との間で輸送手段の工業組立に関する契約の締結について規則および条件、また変更および解消の根拠、およびその標準様式を策定および承認する；
- 24) カザフスタン共和国の法人との間で輸送手段および（あるいは）農業機械の部品の工業組立に関する契約の締結について規則および条件、また変更及び解消の根拠、およびその標準様式を策定および承認する；
- 25) 産業助成金の付与について規則を策定および承認する；
- 26) 産業競争力に関する契約の締結および解消について規則を策定および承認する；
- 27) 国家産業刺激策を提供する際の交叉責任の定義および適用に関する規則を策定および承認する；
- 28) 優先品目リストを策定および承認する；
- 29) 加工業企業への国内原材料供給に関する規則を策定および承認する；
- 30) カザフスタン共和国国家産業情報システムの運用および活用について規則を策定する；

*立法・法律情報研究所注！

第31号においては2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIIIによる改正が規定されている（同法は、その最初の公式公布の日から6カ月後に施行される。）

- 31) カザフスタン共和国国家産業情報システムに含まれる機能および情報サービスリストを作成する；
- 32) 工業発展について評価手法を策定および承認する；
- 33) 産業デジタル化政策および産業事業体によるインダストリー4.0導入政策の実施を調整する；
- 34) 研究開発および試験設計基盤の発展、産業人材ポテンシャルの発展について、他の国家機関および組織の活動を調整する；
- 35) 2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）；
- 36) カザフスタン共和国の産業状況に関する「国家報告書」の作成規則を策定および承認する；
- 37) カザフスタン共和国の法令を鑑み、ユーラシア産業品レジストリの形成および運用についてユーラシア経済委員会と連携する。
- 38) カザフスタン共和国の法令を鑑み、ユーラシア産業品レジストリの形成および運用についてユーラシア経済委員会との連携手続を策定および承認する；
- 39) 以下により、非鉄金属・鉄金属のスクラップおよび廃棄物の回収（鋳造）、保管、加工、販売に関する事業を規制する：
 - 非鉄金属・鉄金属のスクラップおよび廃棄物の回収（鋳造）、保管、加工、販売に関する事業を行う法人に対し、通知による要件の決定；
 - 非鉄金属・鉄金属のスクラップおよび廃棄物の回収（鋳造）、保管、加工、販売に關す

る事業を行う法人の、購入および販売した非鉄金属・鉄金属のスクラップおよび廃棄物に関する報告書提出について様式および期日を定める；

- 40) 産業発展に向けた契約の計画および締結、またその履行状況のモニタリングについて規則を策定および承認する；
- 41) 国際的な協業および下請けシステムへの参加を含め、国内の協業および下請けシステムの発展を促進する；
 - 41-1) カザフスタンの製造業者レジストリ運用について規則を策定および承認する；
 - 41-2) カザフスタンの製造業者レジストリを運用する；
- 42) その他、本法、その他カザフスタン共和国法、カザフスタン共和国大統領令およびカザフスタン共和国政府令で規定された権限を行使する。

注：第9条は次のカザフスタン共和国法により改正：2023年4月19日付№223-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）；2025年5月19日付№188-VII（施行手続については第3条を参照）。

第10条 対外貿易規制における権限機関の権限

対外貿易規制における権限機関は：

- 1) 産業政策の形成および実施に参加する；
- 2) 国際的義務の枠組みの中で、カザフスタン産の加工業の財およびサービス、また情報通信サービスの国外市場促進に関して、産業イノベーション事業体の費用の一部補填について規則を策定および承認する；
- 3) 国外市場への促進費用の一部が補填されるカザフスタン産の加工業の財およびサービス、情報通信サービスのリストを作成および承認する；
- 4) 権限の範囲内で、非資源輸出を振興および促進する；
- 5) 非資源輸出の振興および促進について部門別国家機関と連携し、その業務を調整する；
- 6) 国際的義務を鑑み、カザフスタン輸出信用機構の保険対象となるカザフスタン産の加工業のハイテク財およびサービスの外国購入者に対し、第二層銀行、カザフスタン開発銀行、その他リース事業を行う法人が提供する融資およびリース取引の金利助成について、規則を策定および承認する；
- 7) カザフスタン共和国の国際的義務を鑑み、非資源輸出の促進策を策定および承認する；
- 8) カザフスタン輸出信用機構の保険対象となる、カザフスタン産の加工業のハイテク財およびサービスの外国購入者に対し、第二層銀行、カザフスタン開発銀行、その他リース事業を行う法人が提供する融資およびリース取引の補填率助成を目的として、カザフスタン産の加工業のハイテク財およびサービスのリストを作成および承認する；
- 9) その他、本法、その他カザフスタン共和国法、カザフスタン共和国大統領令およびカザフスタン共和国政府令で規定された権限を行使する。

注：第10条は次のカザフスタン共和国法により改正：2024年1月23日付№54-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）；2025年5月19日付№188-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）。

！立法・法律情報研究所注！第1章は、2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIII（初回公布日より6カ月経過後に施行）に従い10-1条により補完される。

第11条 州・政令指定都市・首都の地方行政機関の権限

州・政令指定都市・首都の地方行政機関は：

- 1) 当該地域の産業政策の形成および実施に参加する；
- 2) 産業イノベーションインフラの構成要素、産業イノベーション活動の国家刺激策に参加する産業イノベーションシステムの主体に対し、手法、相談、実務、その他の支援を行う；
- 3) 基幹企業の調達における国内価値に関する情報の収集および分析を行い、国家産業促進分野の権限機関に対し、それを同権限機関の定めた様式および期日内で提供する；
- 4) 国家産業促進分野の権限機関に対し、国家産業刺激策の実施に関する情報を提供する；
- 5) カザフスタン共和国における工業発展に関する国家計画システムの文書の作成に参加する；
- 6) 産業政策省庁間委員会の会議において、地域工業発展について報告する；
- 7) 本法に従い、国家産業刺激策を行う；
- 8) 統一工業化マップの枠組みの中で産業イノベーションプロジェクト実施の調整を行い、四半期ごとに国家産業促進分野の権限機関に情報を提供する；
- 9) 本法第53条に従い、貿易活動への好環境の創出策を策定する；
- 10) その他、地方国家管理の利益のために、カザフスタン共和国の法令で州・政令指定都市・首都の地方行政機関に課された権限を行使する。

注：第11条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIIIにより改正（初回公布日より60暦日経過後に施行）。

第12条 その他国家機関の権限

国家機関はその権限の範囲内で：

- 1) 産業政策の策定および実施に参加する；
- 2) 国家産業促進分野の権限機関およびイノベーション活動国家支援分野の権限機関に対し、国家産業刺激策およびイノベーション支援策の実施に関する情報を提供する；
- 3) 対外貿易活動規制の権限機関に対し、非資源輸出の促進に関する情報を提供する；
- 4) 権限の範囲内で、カザフスタン共和国の国際的義務を鑑み、非資源輸出策を策定し、非資源輸出の促進を行う；
- 5) カザフスタン共和国における国家計画システムの文書の実施を確保する；
- 5-1) カザフスタン製造業者レジストリに含めるための、申請者の生産評価に参加する；
- 6) その他、本法、その他カザフスタン共和国法、カザフスタン共和国大統領令およびカザフスタン共和国政府令で規定された権限を行使する。

注：第12条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）。

第13条 産業イノベーション活動への国家刺激事業に参加する、産業イノベーションシステム主体

1. 産業イノベーション事業体への刺激分野の国家開発機関は：

- 1) 産業イノベーション事業体の授権資本への投資を行う。また新規産業イノベーションプロジェクト、既存生産設備の近代化（技術再装備）および拡張に向けた産業イノベーションプロジェクトの創出のため、その他法人を設立する；

- 2) 国家開発機関、第二層銀行、また議決権株式（授権資本における持分）の50%以上が産業イノベーションプロジェクトを実施および（あるいは）参加する国営持株会社に直接的あるいは間接的に属する、その他法人の融資（貸出金）の権利（債券）を取得する；
 - 3) 産業イノベーション事業体の財政・経済健全化、また優先経済セクターの経済活動および投資魅力の刺激および回復について、以下の一連の措置を策定および実施する：
 - 債務債券；
 - 授権資本への投資；
 - 戦略的投資家および機関投資家の検討と誘致
 - その他、カザフスタン共和国法令で規定された、産業イノベーション事業体の財政・経済健全化を促す刺激策。
2. 産業発展分野の国家開発機関は：
- 1) 加工業、地域の産業イノベーション開発、産業デジタル化、インダストリー4.0の導入など、経済セクター発展における情報分析サービスや相談サービスを提供する；
 - 2) 国家産業促進分野の権限機関に対し、以下のサービスを提供する：
 - 優先品目リストに関する提案作成；
 - 統一工業化マップ支援；
 - 国家産業刺激策の受け手に対する産業助成金の提供；
 - 競争力向上に関する契約の実施について、選定、支援、モニタリング、分析；
 - 交叉責任のモニタリング。ただし、国外市場への促進費用の一部が補填される国際的義務の枠組みの中で、産業イノベーション事業体のカザフスタン産の加工製品およびサービスの促進費用、および国外市場への情報通信サービス費用の一部が補填されるような、国家産業刺激策の提供における産業イノベーション事業体の交叉責任のモニタリングは除く；
 - 工業発展の評価；
 - 産業事業体による産業デジタル化およびインダストリー4.0導入に関する提言の作成、また提言実施の支援；
 - 3) 産業イノベーション事業体の労働生産性向上に向けた国家産業刺激策の付与についてサービスを提供する；
 - 4) 地域クラスターの発展における国家産業刺激策の提供、および地域クラスター発展プロセスの支援について、サービスを提供する；
 - 5) 産業政策省庁間委員会の活動に対して分析および専門サービスを提供する；
 - 6) 次のサービスを提供する：カザフスタン共和国における国家計画システム文書の実施について、国家機関や企業主体から得られた、産業イノベーション活動分野のカザフスタン共和国国家計画システムの文書の実施に関する統計情報やデータの分析を行い、また提言や専門家所感を作成する；
 - 7) 加工業における雇用創出および人材ニーズのモニタリングおよび分析を行う。
3. 国内価値拡大分野の国家開発機関は：
- 1) 2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII (2026年1月1日より施行)により削除；
 - 2) 国内価値の審査など、国内価値の拡大およびモニタリングにおける情報・分析、相談サービスを提供する；

- 3) 国家産業刺激策における権限機関に対し、次のサービスを提供する；
 - 産業イノベーション事業体の財、業務、サービスの国内市場への促進に向けた、国家産業刺激策の提供；
 - 国内価値の拡大、および地下資源利用事業で使用される財・業務・サービスの調達のための情報システム支援など、国内市場における産業イノベーション事業体へのサービス支援；
- 4) 下請けセンターである。

下請けとは、産業企業が生産活動の最適化のために用いる生産（産業）アウトソーシング形態の一つとして定義される。
4. 2022年12月30日付カザフスタン共和国法№177-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により削除。
5. 非資源輸出の振興・促進分野の国家開発機関は：
 - 1) 国外市場の分析を行う；
 - 2) カザフスタン産の加工品およびサービスの国外市場進出を促進する；
 - 3) 国内輸出業者に対し、国外市場における競争力向上、潜在的な輸出市場の検討、および当該業者の財・サービスの国外市場促進に関する情報・相談サービスを提供する。
 - 4) カザフスタン産の加工品およびサービスの国外市場促進に関する施策を実施する；
 - 5) カザフスタン産の加工品およびサービスの国外市場への促進に関し、国内・国外・国際組織と連携を行う；
 - 6) カザフスタン産の加工品およびサービスの国外市場促進を目的として、国外代表部を設立および（あるいは）国外代表者を任命する；
 - 7) カザフスタン共和国法に従い、輸出貿易および輸出前の融資、保険および再保険、非資源輸出促進取引の保証を行う；
 - 8) 2022年12月30日付カザフスタン共和国法№177-VII（2022年1月8日より施行）により削除；
 - 9) カザフスタン産のハイテク加工品およびサービスリストに関する提言を作成し、国外対外貿易活動における権限機関に提出する；
 - 10) 対外貿易活動規制における権限機関と非資源輸出の振興・促進分野の国家開発機関との間で締結された契約に基づき、国外市場促進費用の一部が補填される国際的義務の枠組みの中で、産業イノベーション事業体のカザフスタン産の加工品およびサービスの国外市場促進費用、また国外市場への情報通信サービス促進費用の一部補填に割り当てられた資金の管理を行うため、カザフスタン共和国内に居住する第二層銀行に当座預金口座を開設する；

会計年度末に計上される当座預金口座の残金は、対外貿易活動規制分野の権限機関、ひいては国家予算への返還対象ではなく、次会計年度の、産業イノベーション事業体のカザフスタン産の加工品およびサービスの促進費用、また国外市場への情報通信サービス費用の一部補填に支出される；
 - 10-1) 対外貿易活動規制における権限機関に対し、産業イノベーション事業体のカザフスタン産加工工業製品およびサービス促進事業の費用の一部補填を通じて、また国外市場への促進費用の一部が補填される国際的義務の枠組みの中で、国外市場への情報通信サービス費用の一部補填を通じて、国家産業刺激策の提供サービスを提供する；
 - 10-2) 国家産業刺激策の付与時に産業イノベーション事業体が負う交叉責任のモニタリングを

行う。国外への促進費用が部分的に補填される国際的義務の枠組みの中で、産業イノベーション事業体のカザフスタン産の加工業品およびサービス、および情報通信サービスの国外市場への促進費用について、一部が償還される。これは国際的義務の枠組みの中でカザフスタン産加工業品およびサービス、および情報通信サービスの国外市場への促進に関する産業イノベーション事業体の費用の一部償還規則に基づいて行われる。

11) その他、カザフスタン共和国法で規定されたサービス支援策を提供する。

6. 開発機関や金融機関の管理システム最適化策、また国民経済振興策の枠組みの中で設立された国営持株会社は：

- 1) 国家産業刺激およびイノベーション支援におけるカザフスタン共和国国家計画システム文書の実施に参加する；
- 2) 産業イノベーション活動の国家刺激に参加する産業イノベーションシステム主体に対し、手法、相談の支援を行う。

注：第13条は次のカザフスタン共和国法により改正：2022年12月30日付№177-VII（施行手続については第2条を参照）、2024年1月23日付№54-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）；2025年5月19日付№188-VII（施行手続については第3条を参照）。

第14条 産業政策省庁間委員会

1. 産業政策省庁間委員会の主な使命は、以下に関する提言および提案の作成である：

- 1) 戦略的優先事項および主要指標の決定に関して、産業政策を策定；
- 2) 産業の競争力および効率性の向上；
- 3) クラスタのイニシアチブなど、加工業分野の産業政策実施に向けた構想アプローチ；
- 4) 国家産業刺激策の導入、廃止、見直し；
- 5) 産業イノベーションインフラの構成要素の導入；
- 6) 国内の工業環境の改善
- 7) 産業におけるイノベーション・技術発展の支援。

2. 産業政策省庁間委員会は：

- 1) 中央国家機関、地方行政機関、その他組織から、カザフスタン共和国法で定められた手続で、必要な情報、文書、資料を要請および取得する；
- 2) 産業政策省庁間委員会委員ではない、国家機関やその他組織の責任者を同委員会会合に招集し、意見を聴取する；
- 3) 産業政策省庁間委員会の下に作業部会および専門家グループを設置し、方法論的指導を行う；
- 4) 産業政策省庁間委員会の作業計画、作業部会および専門家グループの計画を承認する；
- 5) 規制政策の諮問文書、法案、その他法規規定文書案、産業政策に関するカザフスタン共和国国家計画システムの文書案を審査する；
- 6) 産業政策に関する国家機関間の意見の相違について決定を下す；
- 7) 産業政策実施における技術規制、標準化、測定の一統確保について、カザフスタン共和国の法令の実施に関する情報を聴取する；
- 8) 産業政策に関し、国際機関におけるカザフスタン共和国政府の交渉見解など、カザフスタン共和国政府の見解を準備する；

- 9) 産業イノベーションプロジェクトの実施に関し、地方行政機関およびその他組織の報告を聴取する；
- 10) カザフスタン共和国の法令に従い、その他の機能を行う。

注：第14条は2022年11月5日付カザフスタン共和国法№157-VII（2023年1月1日より施行）により改正。

第15条 産業発展基金

1. 産業発展基金（以下、「基金」という）は、支配権が国あるいは国営持株会社に属する株式会社である。
2. 「基金」活動の目的は、加工業企業への財政支援および刺激の提供、またカザフスタン共和国への国内外からの投資誘致の支援である。
3. 「基金」の使命は以下の通り：
 - 1) 以下を目的とするプロジェクトへの資金提供：
国内加工業企業および生産インフラの創設、近代化、拡張；
カザフスタン産の加工品・業務・サービスの促進支援；
環境状況の改善、汚染物質の排出削減、温室効果ガスの排出削減、省エネルギー、天然資源および二次資源の利用効率の向上、また加工業における「グリーン」技術の推進；
国内価値の拡大支援；
生産・エネルギー・輸送インフラの整備および近代化、輸送手段の更新；
 - 2) リース事業を行う法人や組織、特定の種類の銀行業務を行う組織への融資を通して、カザフスタン共和国経済を刺激；
 - 3) その他、カザフスタン共和国の法令、カザフスタン共和国国家計画システムの文書、「基金」定款に基づく使命。
4. 「基金」は、その使命を遂行するため、ライセンスなしに以下を行う；
 - リース事業；
 - 居住あるいは非居住の法人に対し、有償・期限付き・返還を条件として、自国通貨で金銭の形で融資を提供；
 - その他、カザフスタン共和国の法令に反しない事業。
5. 「基金」の財政は以下を原資とする；
 - 国家予算；
 - カザフスタン共和国の環境法令に従い、廃棄物の回収、運搬、再利用準備、加工、無害化および（あるいは）廃棄の料金支払いとして、生産者（輸入業者）拡大責任の運営者が得た資金；
 - 商業資金、内部資金、その他資金。
6. 生産者（輸入業者）拡大責任の運営者は、カザフスタン共和国政府が定めた手続および条件に従い、環境改善に向けた加工業プロジェクトのさらなる資金調達のため、「基金」への貸付の形で資金を提供する。

本項1に従い、生産者（輸入業者）拡大責任の運営者による資金提供は、銀行事業およびマイクロファイナンス事業には相当せず、カザフスタン共和国の法令に従い、許認可を必要としない。

7. 「基金」は以下の権利を有する；

- 1) カザフスタン共和国の法令、カザフスタン共和国国家計画システムの文書、および（あるいは）「基金」内部規定文書に従い、内部資金および借入非国家予算を用いた資金調達方針を決定する；
- 2) 加工業プロジェクトの審査のため、専門家およびコンサルタントを招聘する；
- 3) 国家予算から得られた資金を除き、「基金」内部規定文書に従い、自由資金を国内外の国内外の金融商品市場に投資する。

注：第15条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により改定。

第16条カザフスタン共和国国家産業情報システム

1. カザフスタン共和国国家産業情報システム（以下、本条においては「システム」という）は、産業発展状況に関する情報を規定した情報システムである。
2. 「システム」運用の目的は次の通り：産業状況に関する情報の形成および交換の効率性向上；産業事業体に対する、ビジネスプロセス簡素化を目的とした最新情報の提供；国家機関に対する、産業政策に関する予測および意思決定のための完全なる信頼性の高い最新情報の提供。
3. 「システム」は次の情報を含む：
 - 1) 産業政策実施について；
 - 2) 産業各部門の発展に関する統計データについて；
 - 3) 生産活動に関連する分野の発展の成果について；
 - 4) 実施中の国家産業刺激策について；
 - 5) 産業イノベーションプロジェクトの実施について；

*立法・法律情報研究所注！

第6号においては2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIIIによる改正が規定されている（同法は、その最初の公式公布の日から6カ月後に施行される）。

- 6) その他、機能・情報サービスリストに基づき、カザフスタン共和国国家産業情報システムに含まれる情報。
4. 「システム」の構築、サポート、運用はカザフスタン共和国国家産業情報システム運用・利用規則に従い、行われる。

パラグラフ2 産業イノベーションインフラ

第17条 産業イノベーションインフラ

産業イノベーションインフラは次の要素で構成される：

- 1) カザフスタン共和国「特別経済工業地域」法で規制される特別経済地域；
- 2) カザフスタン共和国「特別経済工業地域」法で規制される工業地域；
- 3) テクノロジーパーク（以下、「テクノパーク」）；
- 4) カザフスタン共和国「投資ベンチャーファンド」法で規制される投機的投資株式投資ファンド；
- 5) カザフスタン共和国「投資ベンチャーファンド」法で規制されるベンチャーファンド；
- 6) 技術商業化センター；

- 7) 設計局；
- 8) 国際技術移転センター；
- 9) イノベーションクラスター；
- 10) 地域クラスター；
- 11) 産業部門別技術力センター；
- 12) その他、本法に従い、産業政策省庁間委員会の提言・提案を基にカザフスタン共和国政府が決定する要素。

第18条 「テクノパーク」

1. 「テクノパーク」とは、自律的教育機関、あるいは個人事業主として登録された自然人、および（あるいは）その他法人により設立された法人、あるいはカザフスタン共和国政府に指定された法人であり、所有権あるいはその他法的根拠に基づき資源・設備および（あるいは）資産複合体を備える統一テリトリーを有し、産業イノベーション活動実施に好ましい条件が整備されている。
2. 「テクノパーク」の主な活動はビジネスインキュベーションであり、イノベーション事業体に対し、その事業初期時にスペースや設備の提供、会計、法律、情報・相談支援、投資誘致、プロジェクト管理、その他イノベーションプロジェクト実施に必要なサービスを提供する。

注：第18条は2025年9月27日付カザフスタン共和国法№220-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により改正。

第19条 技術商業化センター

1. 技術商業化センターとは、新規あるいは改良された財・技術・プロセス・サービスを市場に投入する目的で、研究および（あるいは）科学技術活動の成果の実用に関連する活動、またプラスの経済効果（技術商業化）に向けた活動を行う、法人、研究機関の構造的あるいは独立した部門、高等および（あるいは）卒業教育機関、あるいは自律的教育機関。
2. 技術商業化センターの主な活動は、技術商業化のための技術の検討および評価、マーケティング調査、知的財産保護のコンサルティングサービスの提供、技術商業化戦略の開発、技術商業化における契約締結を目的とした研究および（あるいは）科学技術事業体および民間企業主体の連携など、技術商業化に関する総合的なサービスの提供である。

技術商業化センターに対する、方法論的支援、コンサルティング、その他カザフスタン共和国の法令で規定された支援は、イノベーション開発分野の国家開発機関が行う。

3. 基礎および応用学術研究は、産業事業体のニーズも踏まえて、行われる。

第20条 設計局

1. 設計局とは、総合的な資源・設備を有し、産業イノベーション事業体の新規あるいは改良製品の生産を支援するために設立された法人である。
2. 設計局の主な使命は、技術移転、設計技術文書の取得・適応・開発、それらの産業イノベーション事業体への有償譲渡、それを基にした生産に必要なサービス提供などを通じた、産業イノベーション事業体の新規あるいは改良製品の生産の支援である。

第21条 国際技術移転センター

国際技術移転センターは、産業イノベーション事業体が外国パートナーと共同で行うプロジェクトの実施の支援を目的として、イノベーション開発分野の国家開発機関により設立される。

第22条 イノベーションクラスター

イノベーションクラスターとは、イノベーションクラスター参加者の団体であり、研究機関、教育機関、リスク投資株式投資ファンド、ベンチャーファンド、また連携や既存機会の共同利用、知見共有、研究実施、効果的な技術移転、持続可能なパートナー関係の構築、情報普及などを通じて、産業を刺激し、イノベーションを支援する個人および（あるいは）法人が含まれる。

第23条 地域クラスター

1. 地域クラスター参加者である産業イノベーション事業体は、生産する財・業務・サービスの競争力向上、それら促進、生産技術再装備を目的として、相互およびその他組織と連携する。
2. 地域クラスターの国家刺激は次を目的とする：
 - 1) 地域クラスター発展に好ましい条件を整備；
 - 2) 地域クラスター参加者である産業イノベーション事業体の競争力向上；
 - 3) 地域の経済発展。
3. 国は、本法第40条で規定された国家産業刺激策を提供することにより、地域クラスターの発展を確保する。

本項前半に加え、地域クラスターの発展のため、カザフスタン共和国の法令あるいはカザフスタン共和国国家計画システム文書により、以下が規定されている：

- 1) クラスター政策の方向性およびツールの形成；
- 2) 地域クラスター参加者である産業イノベーション事業体に対し、情報コンサルティング、分析、その他のサービスを提供；
- 3) クラスターイニシアチブの診断および促進。
4. 産業発展分野の国家開発機関は、地域クラスターレジストリの形成および運用規則に従い、地域におけるクラスターイニシアチブの診断を行い、クラスターの発展レベルおよび将来性を判定し、また地域クラスターの当該地域・州・国全体の経済への影響を評価する。

第24条 産業分野別技術力センター

産業分野別技術力センターとは、当該産業分野の技術発展を目的として、国家機関に決定された法人であり、当該産業分野および分野間の然るべき能力を有する専門家を要する法人である。

産業分野別技術力センターの主な使命は、当該産業分野の技術的予測、目標技術プログラムの開発と実施への支援、世界の技術動向のモニタリング、技術発展の加速化に向けた現状および競争優位性の判断、民間企業のニーズおよび関心の把握、当該産業分野の企業間におけるイノベーション活動のベストプラクティスおよび経験の普及への支援、カザフスタン共和国への外国投資誘致を目的とした国際協力の実施である。

産業分野別技術力センターはまた、国家技術政策の継承、および産業分野技術発展の制度的記憶を確保する。

注：第24条は次のカザフスタン共和国法により改正：2022年7月14日付№141-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）；2024年5月21日付№86-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）；2025年9月27日付№220-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）。

パラグラフ 3 国家産業刺激

第25条 国家産業刺激の条件

1. 国家産業刺激策は本法に従い決定される。
カザフスタン共和国諸法により、その他の国家産業刺激策および産業分野の事業者の支援策が決定される可能性がある。
2. カザフスタン共和国の農産業複合体で活動する産業イノベーション事業者の国家刺激は、カザフスタン共和国「農産業複合体および農村地域の発展に関する国家規制」法に従い、決定される。
3. カザフスタン共和国における投資活動およびイノベーション活動への支援は、カザフスタン共和国企業法により定められる。
4. 国家産業刺激策における権限機関、その他国家機関、州・政令指定都市・首都の地方行政機関は、国家産業刺激策の策定、検討、調整の際に、次の基準を設ける：
 - 1) 革新性：新規あるいは大幅に改良された製品（財、業務、あるいはサービス）、技術あるいはプロセスの創出を通じて、それらの更なる導入および環境安全性の確保を考慮したうえで、活動の経済効率性の向上を目的とする；
 - 2) 競争力：類似の産業イノベーション事業者と比較した競争上の優位性であり、行われた業務および（あるいは）提供されたサービスの低コスト、高品質、需要増加、その他特性により表される；
 - 3) 規模：カザフスタン共和国の産業発展のために実施される産業イノベーションプロジェクトの重要性；
 - 4) 輸出志向：少なくとも1か国への、生産品、行われる業務および（あるいは）提供されるサービスの持続可能な輸出の可能性の存在；
 - 5) 労働生産性：生産量と生産に費やされた労働資源や時間の比率；
5. 国家産業刺激策は産業イノベーション事業者に対して次の条件で提供される：
 - 加工業企業の、優先品目リストに含まれる財の生産の志向性；
 - 国家刺激策の受け手による、交叉責任の受諾；
 - 産業イノベーション事業者と国家刺激策の受取のために提出された書類が、国家刺激策の提供手続を規律する法規定文書により定められた要件を満たしていること；
 - カザフスタン製造業者がカザフスタン製造業者レジストリに登録されていること。
6. 国家刺激策の提供の拒否の根拠となるのは、本条第5項に示された条件の不遵守である。
7. 国家機関、地方行政機関、産業イノベーション活動の国家刺激に参加する産業イノベーション事業者と、国家産業刺激策の提供に関する産業イノベーション事業者との連携は、国家産業促進分野の権限機関の調整のもとで行われる。
8. 産業活動主体に対する国家産業刺激の提供は、カザフスタン共和国の法令に従い、国家企業活動支援の一環として「ワンストップ」の原則で行われる。

注：第25条は次のカザフスタン共和国法により改正：2022年7月14日付№141-VII（初回公布日より

10暦日経過後に施行) ; 2022年12月30日付№177-VII (初回公布日より10暦日経過後に施行) ; 2025年5月19日付№188-VII (初回公布日より10暦日経過後に施行)。

第26条 優先品目リスト

1. 優先品目リストには、中度・高度加工品目が含まれ、それら製造は国民経済の長期的な競争力を決定する。
2. 製品の加工度は、国家産業促進分野の権限機関により承認される優先品目リストへの掲載のための製品加工度評価方法に基づき決定され、その評価方法は次の基準を規定している：
 - 生産される財の技術的複雑性；
 - 輸出ポテンシャル；
 - 国内消費ポテンシャル。
3. 国家産業刺激策は、優先品目リストに含まれる製品の生産に特化する産業イノベーション事業体に対して重点的に提供される。
4. 加工業の競争力確保を目的として、優先品目リストに基づき、投資誘致の取組みを行う。

第27条 交叉責任

1. 産業イノベーション事業体への国家産業刺激策の付与に当たり、双方の合意により、国家の産業刺激策の付与、および受け手の交叉責任履行に関する義務が規定される。
2. 交叉責任の適用は、合法性、透明性、平等性、誠実性、国家と産業イノベーション事業体の相互責任、および腐敗犯罪の防止を基本として行われる。
3. 交叉責任は、国家産業刺激策の提供における交叉責任の決定および適用規則に従い、受ける国家産業刺激策の種類および量を考慮のうえ決定され、次の分野において総合的あるいは個別に適用される：
 - 労働生産性向上；
 - 輸出志向性品目の生産拡大；
 - 国内市場のニーズへの対応。
4. 産業イノベーション事業体の交叉責任不履行の場合、国家産業刺激策の枠組みの中で当該主体が受け取った資金は、国家産業刺激策の提供時の交叉責任の決定および適用規則に従い、交叉責任の履行達成度およびカザフスタン共和国国立銀行の基準金利を加味し、返金対象となる。

第28条 競争力向上合意

1. 競争力向上合意とは、国家産業促進分野の権限機関と産業イノベーション事業体との間で締結される契約であり、国家産業刺激策提供の種類と条件、および産業イノベーション事業体が受け入れる交叉責任を反映したものである。
2. 競争力向上合意の締結および解除の手續や条件、また国家産業刺激策の実施条件は、競争力向上合意の締結および解除規則により定められる。
3. 締結された競争力向上合意の履行モニタリングは、国家産業促進分野の権限機関により行われる。
4. 過去に同合意を締結し、交叉責任を履行できなかった産業イノベーション事業体については、その不履行が当該主体に依存しない状況によるものであった場合を除き、当該主体との競争力

向上合意の締結は認められない。

第29条 国家産業刺激策

国家産業刺激策には次のものがある：

- 1) 産業イノベーションプロジェクトへの共同出資やリース貸付なども含むファイナンス；
- 2) 保証債務およびローン保証の提供；
- 3) 金融機関を通じた融資；
- 4) 金融機関が発行するローンの金利補助、債券の利払い補助；
- 5) 授権資本への投資；
- 6) ユーティリティ・通信インフラの提供；
- 7) 土地の提供；
- 8) 国内市場における刺激；
- 9) カザフスタン産の加工工業品およびサービスの輸出の振興および促進、それら販売における支援；
- 10) 労働生産性向上への刺激；
- 11) 地域クラスター発展への刺激；
- 12) 債務再編；
- 13) 産業助成金の提供；
- 13-1) 特別投資プロジェクトの実施の枠内において、輸入に対する輸入関税および付加価値税の免除；
- 14) その他、本法に従い、産業政策省庁間委員会の提言および提案を基に、カザフスタン共和国政府により決定される措置。

注：第29条は次のカザフスタン共和国法により改正：2025年5月19日付№188-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）；2025年7月18日付№215-VIII（2026年1月1日より施行）。

第30条 産業イノベーションプロジェクトへの共同出資やファイナンスリースなどを含むファイナンス

1. 産業イノベーションプロジェクトへの共同出資、産業イノベーション事業体への中・長期ファイナンスリースなども含むファイナンスは、カザフスタン開発銀行、その他、国家産業促進分野の権限機関により決定された国家開発機関により行われる。
2. 共同出資を含むファイナンスは、新規産業イノベーションプロジェクトの創出、また近代化（産業デジタル化、インダストリー4.0およびデジタル技術導入などの設備再装備）、既存生産施設の拡張に向けられた、優先品目リストに基づく産業イノベーションプロジェクトに対し、行われる。
3. 産業イノベーションプロジェクトへの共同出資、ファイナンスリースを含む、国家予算からの資金枠内のファイナンスの条件および仕組みは、国家産業刺激策における権限機関により決定される。

注：第30条は2023年4月19日付カザフスタン共和国法№223-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により改正。

第31条 保証債務およびローン保証

1. 産業イノベーションプロジェクトの実施のために産業イノベーション事業体に対して提供され

た第二層銀行の貸付について、保証債務およびローン保証の提供は、カザフスタン共和国政府により決定される金融代理人により行われる。

2. 金融代理人による保証債務およびローン保証の提供の条件および仕組みは、カザフスタン共和国政府により決定される。

第32条 金融機関を通じた融資

1. 産業イノベーション事業体への融資は、カザフスタン共和国政府により決定された金融代理人により、金融機関に資金を預け入れる方法で行われる。
2. 産業イノベーション事業体への融資は、新規生産整備、既存生産設備の近代化（設備再装備）および拡張に向けた産業イノベーションプロジェクトの実施、また財務・経済健全化、既存および（あるいは）遊休生産設備の投資魅力の改善および（あるいは）回復のために、資金を含む自己の動産および不動産の提供を通じて参加するという条件で行われる。
3. 金融機関を通じた融資の条件および仕組みは、カザフスタン共和国政府により決定される。

第33条 金融機関が発行するローンの金利補助、債券の利払い補助

1. 産業イノベーション事業体に対する、金融機関が発行するローンの金利補助、債券の利払い補助は、新規生産整備、既存生産設備の近代化（設備再装備）および拡張に向けた産業イノベーションプロジェクトの実施、また財務・経済健全化、既存および（あるいは）遊休生産設備の投資魅力の改善および（あるいは）回復のために、資金を含む自己の動産および不動産の提供を通じて参加するという条件で行われる。

運転資金の補充を目的とした、金融機関が発行するローンの金利補助、債券の利払い補助は行われぬ。

2. 産業イノベーション事業体にする金融機関が発行するローンの金利補助、産業イノベーション事業体が発行する債券の利払い補助は、カザフスタン共和国政府により決定された金融代理人により、産業イノベーションプロジェクトの実施のために行われる。
3. 金融機関が発行するローンの金利補助、および債券の利払いの条件および仕組みは、カザフスタン共和国政府により決定される。

第34条 授権資本への投資

1. 産業イノベーション事業体の授権資本への投資は、国家産業刺激策を実施する国家開発機関、州・政令指定都市・首都の地方行政機関により、産業イノベーションプロジェクトがカザフスタン共和国企業法第192条で規定された要件、および以下の条件を満たす場合に行われる：
 - 1) 労働生産性の向上および優先経済セクター発展への刺激；
 - 2) 予測経済・財務指標に基づく魅力度。これら指標の値は、国家産業刺激策を実施する国家開発機関の投資政策を規律する内部文書により決定される；
 - 3) 技術ポテンシャル向上、財・サービスの品質向上および生産量拡大、原材料の加工深化、ハイテク製品の生産への方向性。
2. 国家産業刺激策を実施する国家開発機関、州・政令指定都市・首都の地方行政機関の投資活動の成果は、全ての産業イノベーションプロジェクトの分類別の投資収益を基に決定される。
3. 産業イノベーション事業体刺激分野の国家開発機関は、以下の場合において産業イノベーシ

オン事業体の授権資本に投資を行うことができる：

- 1) 産業イノベーションプロジェクトの資本集約度が高く、(あるいは) 投資回収期間が長く、(あるいは) 収益性が低い；
- 2) 優先経済セクターにおいて産業イノベーションプロジェクトに社会的意義がある。

第35条 ユーティリティ・通信インフラ

1. 産業イノベーション事業体のユーティリティ・通信インフラ整備は以下の目的で行われる：
 - 1) 新規の競争力ある生産設備の構築；
 - 2) 既存生産設備の近代化（設備再装備）および拡張。
2. 本条第1項で規定された方向性を満たす産業イノベーションプロジェクトを実施する産業イノベーション事業体について、そのユーティリティ・通信インフラ整備は、ユーティリティ・通信インフラの建設（再建）への予算配分を通じて行われる。
3. ユーティリティ・通信インフラの建設（再建）への予算配分は、カザフスタン共和国予算法に従い行われる。

第36条 土地の提供

産業イノベーション事業体への土地の提供は、カザフスタン共和国土地法に従い、一時的な土地利用権の付与を通じて行われる。

第37条 国内市場における刺激

1. カザフスタン産の加工品・業務・サービスの国内市場における促進に向けた国家産業刺激策は、国家産業促進分野の権限機関により、国内価値拡大分野の国家開発機関の関与のもと、カザフスタン産の加工品・業務・サービスの国内市場における促進に向けた国家産業刺激策の提供に関する規則に従い、行われる。
2. 国内価値拡大分野の国家開発機関により、カザフスタン産の加工品・業務・サービスの国内市場における促進に向けた国家産業刺激策の提供に割り当てられた資金を管理するため、国家産業促進分野の権限機関と国内価値拡大分野の国家開発機関との間で締結される契約を基に、カザフスタン共和国に居住する第二層銀行に当座預金口座が開設される。

会計年度末に計上される当座預金口座の残金は、国家産業促進分野の権限機関、ひいては国家予算への返還対象ではなく、次会計年度の、カザフスタン産の加工品・業務・サービスの国内市場における促進に向けた国家産業刺激策の提供に支出される。

注：第37条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により改正。

第38条 カザフスタン産の加工品・サービスの輸出振興および促進、ならびにその販売における支援の提供

注：第38条の表題は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により変更。

1. 国家産業刺激策の提供は、対外貿易活動規制における権限機関により、非資源輸出の振興・促進分野の国家開発機関の関与のもと、以下を通じて行われる：

- 1) 産業イノベーション事業体のカザフスタン産の加工品・サービスの促進費用の一部補填規則に従い、産業イノベーション事業体のカザフスタン産の加工品・サービスの国外市場への促進費用の一部を補填、また国際的義務の枠組みの中で、情報通信サービスの国外市場への促進費用の一部を補填；
 - 2) カザフスタン輸出信用機構による保険の対象であるカザフスタン産の加工品・サービスの外国購入者に対し、第二層銀行、カザフスタン開発銀行、その他のリース事業を行う法人が発行した融資およびリース取引の金利を補助；
 - 3) 非資源輸出の促進に関する取引について、輸出貿易金融、融資、保険、再保険、保証の仕組みを利用。
2. カザフスタン産のハイテク製品・サービスの外国購入者に対する、第二層銀行、カザフスタン開発銀行、その他のリース事業を行う法人が発行するローンおよびリース取引の金利補助は、カザフスタン共和国政府により決定される金融エージェントにより行われる。

第38条は次のカザフスタン共和国法により改正：2024年1月23日付№54-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）；2025年5月19日付№188-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）。

第39条 労働生産性向上の刺激

1. 産業イノベーション事業体の労働生産性向上に向けた国家産業刺激策の提供は、国家産業促進分野の権限機関により、産業発展分野の国家開発機関の関与のもと行われる。
2. 産業イノベーション事業体の労働生産性向上に向けた国家産業刺激策の提供は、次のコストに関して行われる：
 - 1) 従業員の能力向上；
 - 2) デジタル技術の導入；
 - 3) 技術工程の改善；
 - 4) 生産効率の向上。
3. 産業発展分野の国家開発機関により、産業イノベーション事業体の労働生産性向上に向けた国家産業刺激策の提供に割り当てられた資金の管理を行うため、国家産業促進分野の権限機関と産業発展分野の国家開発機関の間で締結される契約に基づき、カザフスタン共和国に居住する第二層銀行に当座預金口座が開設される。

第40条 地域クラスター発展への刺激

1. 地域クラスターの発展における国家産業刺激策の提供は、産業発展分野の国家開発機関の関与のもと、国家産業促進分野の権限機関により行われる。

地域クラスターに対する国家刺激地域クラスターの競争選考結果および（あるいは）地域クラスターレジストリに基づいて行われる。
2. 地域クラスターの発展における国家産業刺激策の提供は、クラスター組織の運用支援について、また地域クラスタープロジェクトおよびその他の地域クラスター発展における国家産業刺激策の実施について、費用補填および（あるいは）資金提供、また（あるいは）共同出資を通じて行われる。

カザフスタン共和国の法令に従い設立され、地域クラスター発展に方法論的、組織的、専門・分析、情報の支援を行うクラスター組織は、地域クラスター発展に関する作業計画の作成および

び実施サポートを提供し、また、地域クラスター参加者、ならびに教育・研究機関、金融機関、国が参加する法人、開発機関、国家機関などの関係機関の間の連携を確保する。

3. 産業発展分野の国家開発機関により、地域クラスター発展における国家産業刺激策の提供に割り当てられた資金の管理を行うため、国家産業促進分野の権限機関と産業発展分野の国家開発機関の間で締結される契約を基に、カザフスタン共和国に居住する第二層銀行に当座預金口座が開設される。

第41条 債務再編

1. 債務再編は、産業イノベーション事業体の財務・経済健全化に使用されるツールの拡大を目的として、また既存および（あるいは）遊休生産設備の投資魅力の改善および（あるいは）回復、産業イノベーションプロジェクトの実施を目的とした第三者からの追加出資誘致および（あるいは）資金を含む自己の動産および（あるいは）不動産の形での適切な担保の提供を条件した生産の開始を目的として行われる。
2. 債務再編は、次を通じて可能である：支払いスケジュールの変更；権利（請求権）の完全あるいは一部の停止；違約金（罰金、延滞金）の免除；元本債務に組み込まれた相殺や投資成長相殺、元本債務およびその他の売掛金の相殺などの相殺；投資および（あるいは）融資、および（あるいは）資金調達期限および条件の変更；債務の授権資本への転換；その他カザフスタン共和国法で定められた方法。

第42条 産業助成金の提供

1. 産業助成金とは、加工業の産業イノベーション事業体に対し、産業イノベーションプロジェクトの実施のために無償で付与される公的資金であり、交叉責任の履行を条件として返済不要である。産業助成金の提供は、国家産業促進分野の権限機関により、産業発展分野の国家開発機関の関与のもと行われる。
2. 産業助成金は、加工業の産業イノベーション事業体に対し、優先品目リストに含まれる競争力ある製品の創出に向けた産業イノベーションプロジェクトの実施のため、交叉責任を条件とする共同出資を通じて行われる。
3. 産業助成金の提供にあたっては、産業助成金の提供規則に従い、提出された申請書の審査が行われる。

産業助成金の提供基準は、産業助成金の提供規則により定められる。

4. 産業発展分野の国家開発機関は、助成金の提供対象となった産業イノベーションプロジェクトに関する計画目標の達成状況の分析を目的として、提供済みの産業助成金のモニタリングを行う。
5. 産業発展分野の国家開発機関は、産業助成金の提供に割り当てられた資金の管理を行うため、国家産業促進分野の権限機関と産業発展分野の国家開発機関の間で締結される契約に基づき、カザフスタン共和国に居住する第二層銀行に当座預金口座を開設する。
6. 会計年度末に計上される当座預金口座の残金は、国家産業促進分野の権限機関、ひいては国家予算への返還対象ではなく、次会計年度の、産業助成金の提供に支出される

第42-1条 特別投資プロジェクト

1. 特別投資プロジェクトとは、カザフスタン共和国関税法に従い、特別経済区の参加者あるいは保税倉庫の所有者として登録されているカザフスタン共和国の法人により実施された（実施される）投資プロジェクトであり、また（あるいは）特別経済区の参加者から取得されたか、あるいは原動機付輸送手段の組立契約を締結したカザフスタン共和国の法人により実施された投資プロジェクトと定義される。
2. 特別投資契約の枠組みの中で当別投資プロジェクトを実施するカザフスタン共和国の法人は、カザフスタン共和国の法令に従い、技術設備、部品、スペアパーツを輸入する際に関税が免除される。

特別投資契約に基づき、特別投資プロジェクト実施の枠組みの中でカザフスタン共和国の法人が輸入し、使用される原材料および（あるいは）資材の関税の免除は、自由関税区あるいは保税倉庫の通関手続きの完了時に製品における原材料および資材が同定された場合、ならびに条件付きで生産された製品の適切使用が確認された場合に行われる。

特別投資プロジェクト実施の枠内における輸入関税の免除の対象者は、次の通り：

- 1) 特別経済区の参加者に15年間、ただし特別経済区の有効期間を超えないものとする；
 - 2) 保税倉庫の所有者に、特別投資契約の登録日から15年を超えない期間で；
 - 3) 原動機付輸送手段の工業組立に関する契約を締結したカザフスタン共和国の法人に、特別投資契約の登録日から15年を超えない期間で。
3. 特別投資契約の枠組みの中で原材料および（あるいは）資材の輸入に対する付加価値税の免税は、カザフスタン共和国税法に規定された条件に従い、適用される。

注：第2章は2025年7月18日付カザフスタン共和国法№215-VIII（2026年1月1日より施行）により第42-1条で補完される。

第42-2条 特別投資契約の締結および解除、管理

1. 特別投資契約とは、カザフスタン共和国関税法に従い輸入関税の免除、カザフスタン共和国税法で定められた条件に従い付加価値税の免除を規定する契約である。
2. 特別投資契約を締結するのは、特別経済区の参加者あるいは保税倉庫の所有者として事業を行うカザフスタン共和国の法人、然るべき工業組立に関する契約がある場合の輸送手段および（あるいは）その部品、また農業機械および（あるいは）その部品の製造者である。
3. 国家産業促進分野の権限機関は、特別投資契約締結申請書の受付日より15営業日以内に、国家産業促進分野の権限機関により承認された標準型特別投資契約の規定を考慮し、契約締結のための準備をする。
4. 特別投資契約の締結および解除の手続、期日、条件は、国家産業促進分野の権限機関により、国家産業刺激における中央権限機関、および予算への税込および租税公課分野で指導を行う国家機関との合意のもと、策定および承認される。

その際、投資契約および特別投資契約への付属文書への変更は、双方の合意に基づき、年に2回行うことが可能である。

5. 国家産業促進分野の権限機関は、カザフスタン共和国の法人による特別投資契約提供条件の遵守を管理する。

法人は、国家産業促進分野の権限機関により定められた様式に基づき、同機関に対し、特別

投資契約の条件の履行に関し、作業計画で規定された費用項目別の内訳を示した半期報告書を、技術設備、部品、目的別のスペアパーツ、原材料および（あるいは）資材、完成品の構成における輸送手段および（あるいは）農業機械の部品の納入および使用を証明する文書を添付したうえで、7月25日および1月25日までに提出する。

6. 投資契約の作業計画の不履行および不適切な履行の場合、国家産業促進分野の権限機関は、特別投資契約を締結したカザフスタン共和国の法人に対し、書面にて違反を示した通知を送り、違反の是正に3ヶ月の期間を設定する。
7. 国家産業促進分野の権限機関による検査の結果、特別投資プロジェクトの実施のために輸入され、関税を免除された技術設備、部品、スペアパーツ、原材料および（あるいは）資材、さらに輸送手段および（あるいは）農業機械の部品が完成品の構成に使用されなかったと判断された場合、特別投資契約で提供される優遇措置に基づき関税を支払わなかったカザフスタン共和国の法人は、未使用の技術設備、その部品とスペアパーツ、原材料および（あるいは）資材、また輸送手段および（あるいは）農業機械の部品について、カザフスタン共和国の法令で定められた手続で罰金を科したうえで関税を支払う。
8. 関税免除対象物の適切使用の管理は、ユーラシア経済委員会により定められた手続で行われる。

注：第2章は2025年7月18日付カザフスタン共和国法№215-VIII（2026年1月1日より施行）により第42-2条で補完される。

第3章 販売市場への促進

第43条 国内加工業企業の国外市場への促進

1. カザフスタン共和国外務省および在外公館は、その権限の範囲内で、国外における産業事業体の権利および利益の保護を行う。対外貿易活動規制における権限機関に対し、カザフスタン産の加工品・サービスの国外市場への促進を支援する。
2. カザフスタン産の加工品・サービスの国外市場への促進に関する産業イノベーション事業体へのサービス支援は、非資源輸出の振興・促進分野の国家開発機関の関与のもと、対外貿易活動規制における権限機関により以下の方法で行われる：
 - 1) それらの輸出ポテンシャルの診断；
 - 2) 貿易使節団の組織および実施、展示会・見本市の実施、国外におけるカザフスタン生産者の商標プロモーション、国外におけるカザフスタン生産者の代表ブースの設置；
 - 3) 潜在的な外国バイヤーに対し、カザフスタンの製造業者、サービスプロバイダー、その製品およびサービスについて国外での恒常的な情報発信を通じ、認知度の向上；
 - 4) カザフスタン産の加工品・サービスについて、輸出振興および促進に関する情報および分析サポートを提供；
 - 5) カザフスタン産の加工品・サービスの国際人道支援市場へのプロモーションを支援；
 - 6) その他、カザフスタン共和国の法令に基づく施策。

注：第43条は次のカザフスタン共和国法により改正：2022年12月30日付№177-VII（2022年1月8日より施行）；2024年1月23日付№54-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）；2025年5月19日付№188-VII（初回公布日より10暦日経過後に施行）。

第44条 グローバルバリューチェーンへの参入

1. グローバルバリューチェーンへの参入は、多国籍企業、投資家、サプライヤーとの協力を通じて、また国外市場への高付加価値製品の促進を通じて行われる。
2. 対外貿易活動規制、国家産業促進、国家投資活動支援、投資政策実施における各権限機関は、新製品の生産、および特定品目における世界トップメーカーのグローバル生産フランチャイズに関する技術文書の活用などを通じて、産業イノベーション事業体のグローバルバリューチェーンへの参入を支援する。

第45条 産業分野における事業体の連携支援

国家は以下の形で産業分野における事業体の連携支援を行う：

- 1) 制度的支援：問題の研究および産業発展の提言作成に関する産業開発機関を強化；
- 2) 産業分野における事業体への非財政的支援。

産業分野における事業体に対する国の連携支援は、カザフスタン共和国の法令で定められたその他支援を見込む。

注：第45条は2024年4月6日付カザフスタン共和国法№71-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）により改正。

第46条 産業発展に向けた諸契約

1. 産業発展に向けた諸契約は、本法に従い、以下を通じて締結される：
 - 1) オフテイク契約：加工製品の長期的な保証購入。以前は生産されておらず、今後は供給者が生産予定であり、提供中の業務およびサービスの一環として購入されるものも含む。
- 1-1) 購入保証契約：既存の生産施設で生産される財について、長期的な保証購入量を規定する。
- 2) 契約調達の契約：提供中の業務およびサービスの一環として購入されるものも含めた、加工製品を購入に加え、本法第49条に基づいた調達条件で規定されている、契約金額の一部のカザフスタン共和国経済への投資に関する必須条件を規定している。

産業発展に向けた諸契約の計画および締結規則、履行モニタリング規則では、標準的な要件が規定されている。

2. 産業発展に向けた諸契約の発注者とは、大規模発注者である。

本条の規定は、国民福祉基金および議決権株式（授權資本における持分）の50%以上が所有権あるいは信託管理として直接的あるいは間接的に国民福祉基金に属する法人には適用されない。

注：第46条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）により改正。

第47条 産業発展に向けた諸契約の計画および締結手続

1. 国家産業促進分野の権限機関は、毎年12月10日を期限として以下を受け取る：
 - 1) 個々の準国営セクターから調達計画書（事前、年間、長期）：カザフスタン共和国の法令に従い作成および承認されたもの；
 - 2) 一般的な鉱物を除き、固形鉱物採掘権を有する地下資源利用者から財・業務・サービスの年間（1会計年度）および中期（5会計年度）調達計画：カザフスタン共和国「地下資源およ

び地下資源利用」法に従い作成されたもの；

- 3) 自然独占主体から、翌会計年度あるいは長期間の調達予定品目リスト：カザフスタン共和国「自然独占」法で承認された自然独占主体により、活動実施規則に従い作成されたもの；
 - 4) 基幹企業から、翌会計年度あるいは長期間の物品調達計画。
2. 本条第1項に示された大規模発注者の調達計画書（プログラム、品目リスト）は、調達実施初年の前年に提出される。
 3. 本条第1項に示された調達計画書（プログラム、品目リスト）には、保証義務の適用対象となる外国製品あるいは国内市場で購入される財を除く、調達予定の品目リストが記載される。
 4. 国家産業促進分野の権限機関は、国内価値拡大分野の国家開発機関の関与のもと、30暦日以内に、大規模発注者の調達計画書（プログラム、品目リスト）について、本条第3項に示された除外事項への適合性について審査する。

国家産業促進分野の権限機関は、本条第3項で示された要求が満たされていない場合、大規模発注者に対して、調達計画書（プログラム、品目リスト）への指摘事項を示した通知を送る。

大規模発注者は、国家産業促進分野の権限機関の通知の受領後、5営業日以内に、本条第1項に示された調達計画書（プログラム、品目リスト）に修正を行い、国家産業促進分野の権限機関に再提出する。

その際、国家産業促進分野の権限機関による、大規模発注者の調達計画書（プログラム、品目リスト）の調整期間は、10営業日を超えてはならない。

5. 合意された調達予定品目リストは、2月1日を期限として地下資源利用事業で使用される財・業務・サービス、それら生産者のレジストリに登録される。
6. 産業発展に向けた諸契約の締結に関心のある加工業企業は、地下資源利用事業に使用される財・業務・サービス、それら生産者のレジストリに調達予定品目リストが掲載後、30暦日以内に本法第48条に従いオフテイク契約を締結するため、また本法第48-1条に従い保証購入契約を締結するため、地下資源利用事業に使用される財・業務・サービス、それら生産者のレジストリに申請書を提出する。
7. 大規模発注者は、産業発展に向けた諸契約の計画および締結規則、履行モニタリング規則に従い、申請書提出期限日より30暦日以内に、加工業企業の申請書を審査のうえ、オフテイク契約あるいは保証購入契約を締結する。
8. 産業発展に向けた諸契約の締結後、大規模発注者は、加工業企業の製品試作バッジについて、ラボおよび（または）工業試験を実施する権利を有する。

加工業企業の製品試作バッジのラボおよび（あるいは）工業試験は、産業発展に向けた諸契約の締結前に大規模発注者より提供された技術特性、物理および（あるいは）化学特性、製品構成要素に基づいて実施される。

加工業企業の製品試作バッジについて、ラボおよび（あるいは）工業試験で良好な結果が得られた場合、当該製品のバッジの納入が行われる。加工業企業の製品試作バッジのラボおよび工業試験で不良な結果が得られた場合、産業発展に向けた契約は、加工業企業の非による不履行とみなされ、解除される。

産業発展に向けた諸契約に基づく製品の納入時まで、大規模発注者は、カザフスタン共和国の法令に従い製品を購入することができる。

産業発展に向けた契約の締結後、追加の技術特性、物理および（あるいは）化学特性、製品

構成要素の指定は禁止されている。

注：第47条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）。

第47-1条 基幹企業の調達

1. 基幹企業とは、その生産量が当該州・政令指定都市・首都の総生産量の3%以上を占める加工業企業である。
2. 基幹企業リストは国家産業促進分野の権限機関により承認される。
3. 基幹企業の物品調達は、国家産業促進分野の権限機関による国内価値モニタリングの対象となる。
4. 基幹企業の物品調達は、本法第47条、第48条、第48-1条、第49条で定められた要求を満たしたうえで、翌会計年度あるいは長期の物品調達計画に基づき行われる。

注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）により補完される。

第48条 オフテイク契約

1. オフテイク契約に基づき、供給者は当該製品の生産の義務を負う。契約に基づき、発注者から得られた資金による生産も含まれる。

締結されたオフテイク契約は、第二層銀行やカザフスタン開発銀行も含む、金融機関において担保として利用することができる。

2. 締結されたオフテイク契約に、一方的に購入量減少や製品価格値下げの変更を行うことは認められない。

長期オフテイク契約では、発注者は、供給者による契約で定められた義務の適正な履行を条件として、契約で定められた以下の数量の財について、受領および支払いを行う義務を負う：

- 契約有効初年度：100%；
- 契約有効2年目以降：50%以上。

本項後半で定められた義務は、当該暦年における契約で定められた供給数量により計算される。

3. オフテイク契約の有効期間は各契約で決定される。
4. 発注者が、供給者の非によらず、合意した数量の生産品の購入を拒否する場合、違約金が発生し、その金額は産業発展に向けた諸契約の計画・締結規則、履行モニタリング規則に従い決定される。
5. オフテイク契約には、特定の製品名が示されたうえで、それらの詳細な技術特性、物理および（あるいは）化学特性、構成要素、契約期間全体の納入量、製品を明確に識別できるその他の情報、さらに国内価値の最低水準に関する要件、国内価値の指標向上プログラムの作成に関する義務も明記される。
6. オフテイク契約、その履行者、期間、生産される加工業製品に関する情報は、国家産業促進分野の権限機関により、オフテイク契約レジストリに登録される。

注：第46条は2024年7月1日付カザフスタン共和国法№107-VIII（2025年1月1日より施行）により改正。

第48-1条 保証購入契約

1. 保証購入契約では、加工業企業は、締結された保証購入契約の条件に従い、長期にわたり保証された数量の製品の納入の義務を負う。

締結された保証購入契約は、第二層銀行やカザフスタン開発銀行を含む、金融機関において担保として利用することができる。

2. 締結された保証購入契約の変更は、大規模発注者と加工業企業の合意に基づき行われる。
3. 保証購入契約の有効期間は各契約により決定されるが、1年未満であってはならない。保証購入契約の最長期間は10年を超えてはならない。

4. 保証購入契約は以下の内容を明記しなければならない：

財の名称、その詳細な技術特性、物理および（あるいは）化学特性、構成要素；

契約期間全体の納入量；

契約義務の不履行および不適切な履行に対する、契約双方の責任。

注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）により第48-1条で補完される。

第49条 契約調達の契約

1. 契約調達は、年間の財・業務・サービスの購入額が、当該会計年度のカザフスタン共和国予算法で定められた月間計算指標の50万倍を超える場合、オフセットポリシーの原則で行われる。
2. 契約調達の契約に基づき、供給者は、財・業務・サービスの納入に加え、共同生産などを含む、契約で規定された追加条件を満たす義務を果たす義務を負う。これら条件は購入される製品の種類により異なり、以下のものがある：
 - 1) 直接投資（製品供給者とは関連のない、投資プロジェクトへの投資も含む）；
 - 2) 研究調査および試験設計への投資；
 - 3) 生産施設の設立；
 - 4) 専門教育センターの建設、カザフスタン共和国の各種分野のための専門家の育成および再研修プログラムの実施；
 - 5) 購入品の保守インフラの整備；
 - 6) 技術文書、ライセンス、その他技術移転を促す文書を国へ移管；
 - 7) その他、産業発展に向けた諸契約の計画および締結規則、履行モニタリング規則に基づく、条件。
3. 供給者による本条第2項で規定された義務の不履行は、違約金の徴収および契約に基づく法的措置の対象となる。

第50条 工業製品の調達規制

*立法・法律情報研究所注！

第1項は2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIII（初回公布日より6カ月経過後に施行）により改正される。

1. 工業製品の調達規制は、カザフスタン共和国国家調達法、地下資源および地下資源利用法、情報化法、その他のカザフスタン共和国の法令に従い行われる。
2. 工業製品の調達規制は、カザフスタン共和国の国家規格の要件を考慮し、実施されなければな

らない。

第51条 財・業務・サービス、供給者のデータベース

注：第51条は2026年1月1日まで本法第69条に従い有効であった。

第51-1条 カザフスタン生産者レジストリの形成手続

1. カザフスタン製造業者レジストリ（以下、「レジストリ」）の形成は、カザフスタン製造業者レジストリ運用規則に従い行われ、以下の段階から構成される：
 - 1) 「電子政府」情報通信インフラ施設のウェブポータル上のユーザー「マイキャビネット」を通じた、申請の提出；
 - 2) デジタル認証；
 - 3) 生産評価；
 - 4) 国家産業促進分野の権限機関による、「レジストリ」への登録あるいは非登録の決定。
2. 申請の際には以下を提出する：
 - 1) カザフスタン共和国の個人情報および保護に関する法令に従い、情報収集および処理への同意書；
 - 2) 生産評価およびモニタリングを目的とした生産施設への立入り許可への同意書；
 - 3) 生産施設におけるビデオ監視システムの設置、モニタリングを目的とした動画情報の閲覧について国家産業促進分野の権限機関への遠隔アクセス権の提供への同意書；
 - 4) 申請された財の生産工程を反映する（証明する）動画資料など、申請された生産条件、製造・技術工程の履行を証明する情報。
3. 申請書の提出後、生産活動を証明する、カザフスタン生産者レジストリ運用規則で定められた基準に従い、デジタル認証がおこなわれる。

レジストリへの登録に必要な情報は、「電子政府」情報通信インフラ施設により形成される。

デジタル認証の結果は、申請者に対し、「電子政府」情報通信インフラ施設のウェブポータル上のユーザー「マイキャビネット」に送信される。

デジタル認証の結果が不合格の場合、決定には根拠に裏付けされた回答が含まれていなければならない。
4. 生産評価においては、国家産業促進分野の権限機関により、産業部門関連の国家機関や業界団体（組合）の関与のもと、申請された生産条件、製造・技術工程の履行について、申請された財の生産技術工程を反映する（証明する）動画資料など、申請された生産条件、製造・技術工程の履行を証明する情報を基に、検証が行われる。

その際、申請者により申請された製造・技術工程は、製造・技術工程の最低基準を満たさなければならない。
5. 本条第2項に従い、申請者が申告した情報を基にした生産評価が不可能な場合、国家産業促進分野の権限機関により、産業部門関連の国家機関や業界団体（組合）の関与のもと、現地査察が行われる。

現地査察への参加を目的とした業界団体（組合）代表者の誘致は自発的性質をもっており、無償で行われる。

現地査察の結果を踏まえ、生産評価報告書が作成される。

6. 生産評価の結果が肯定的な場合、申請者は、国家産業促進分野の権限機関により、レジストリに登録される。
生産評価の結果が否定的な場合、自動的に、「電子政府」情報通信インフラ施設のウェブポータル上のユーザー「マイキャビネット」に根拠に裏付けされた回答が送付される。
企業主体は、指摘された不適切な事項を解消後、レジストリ登録への再申請を行う権利を有する。
7. 申請者は、申請書に示された情報の正確性に対し、カザフスタン共和国諸法で定められた責任を負う。
8. カザフスタン製造業者がレジストリ登録業者であるかは、レジストリからの抜粋が証明となる。抜粋には、カザフスタン生産者および生産する財についての情報、また財の情報および国内価値の割合が明記されていなければならない。
9. 完全にカザフスタン共和国内で生産された財を生産するカザフスタン生産者をレジストリに登録する場合、生産評価は必要とされない。
10. 本条の要件はカザフスタンのソフトウェア製造者には適用されず、本法第51-2条に定められる。
注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により第51-1条で補完される。

第51-2条 ソフトウェア製造者のレジストリへの登録および削除手続

1. カザフスタン産製品とみなされるのは、カザフスタン共和国内で製造されたソフトウェアであり、カザフスタン共和国の法令に従い、信頼性あるソフトウェアおよび電子産業製品レジストリに登録済みのソフトウェアである。

**立法・法律情報研究所注！*

第2項は2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIII（初回公布日より6カ月経過後に施行）により改正される。

2. カザフスタンのソフトウェア製造者をレジストリへ登録するための確認手続は、情報化における権限機関により決定される。

**立法・法律情報研究所注！*

第3項は2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIII（初回公布日より6カ月経過後に施行）により改正される。

3. 情報化における権限機関は、レジストリに登録されているカザフスタンのソフトウェア製造者のモニタリングを毎四半期に行い、その結果を国家産業促進分野の権限機関に通知する。

**立法・法律情報研究所注！*

第4項は2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIII（初回公布日より6カ月経過後に施行）により改正される。

4. カザフスタンのソフトウェア製造者のレジストリへの登録および除外は、情報化における権限機関の通知を基に、国家産業促進分野の権限機関により行われる。

**立法・法律情報研究所注！*

第5項は2026年1月9日付カザフスタン共和国法№256-VIII（初回公布日より6カ月経過後に施行）により改正される。

5. カザフスタンのソフトウェア製造者は、レジストリ除外日より30暦日以内に、情報化における

権限機関に通知に対する異議申立てを行う権利を有する。

注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公式公布日より10暦日経過後に施行）により第51-2条で補完される。

第51-3条 カザフスタン共和国内で完全に生産された財

1. カザフスタン共和国内で完全に生産された財とは、以下を意味する：
 - 1) カザフスタン共和国の地下、領内、もしくは領海（その他の内水）あるいは海底、もしくはカザフスタン共和国の大気から採取された、天然資源（地下資源および鉱物資源、水資源、土地資源）；
 - 2) カザフスタン共和国で生産された農産物；
 - 3) カザフスタン共和国領内で回収あるいは加工された非鉄金属・鉄金属のスクラップあるいは廃棄物。
2. 固形鉱物資源採掘の許可あるいは契約に関する情報は、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い、一般的な鉱物資源や、カザフスタン共和国内で回収あるいは加工された非鉄金属・鉄金属のスクラップおよび廃棄物を除き、レジストリへの登録のため、固形鉱物資源における権限機関により提出される。
3. 炭化水素あるいはウランの採掘契約に関する情報は、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い、レジストリへの登録のため、炭化水素における権限機関により提出される。
4. 一般的な鉱物資源の採掘契約に関する情報は、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用に関する法令に従い、レジストリへの登録のため、州・政令指定都市・首都の地方行政機関により提出される。
5. カザフスタン共和国内で生産された農産物に関する情報は、レジストリへの登録のため、農産業複合体における権限機関により提出される。
6. 非鉄金属・鉄金属のスクラップおよび廃棄物の回収（ casting）、保管、加工、販売に関する情報は、カザフスタン共和国「許認可および通知」法に従い、レジストリへの登録のため、地方行政機関により提出される。
7. カザフスタン共和国内で完全に生産された財に関する情報は、本条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項に従い提出された情報を基に、国家産業促進分野の権限機関によりレジストリに登録される。

注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公式公布日より10暦日経過後に施行）により第51-3条で補完される。

第51-4条 レジストリのモニタリング

1. カザフスタン製造業者のレジストリへの登録後、国家産業促進分野の権限機関により、少なくとも四半期に一度、デジタル検証によるモニタリングが行われる。
2. モニタリングの結果、本法第51-1条第3項で定められた基準への不適合が確認された場合、「電子政府」情報通信インフラ施設のウェブポータル上のユーザー「マイキャビネット」に、不適合事項の是正の必要性について通知が送信される。
不適合事項が是正されない場合、カザフスタン生産者はレジストリから削除される。

注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公式公布日より10暦日経過後に施行）により第51-4条で補完される。

第51-5条不服審査委員会

1. デジタル検証モニタリングの結果に基づくレジストリからの登録抹消について、カザフスタン生産者の異議および苦情は、不服審査委員会により審査される。
2. 不服審査委員会の構成および規定は、国家産業促進分野の権限機関により承認される。
3. カザフスタン生産者の異議および苦情は、レジストリ登録抹消日より30営業日以内に、不服審査委員会に提出される。
4. 不服審査委員会は提出された異議および苦情について、必要文書の照会および（あるいは）ヒアリング、および（あるいは）現地訪問などにより決定を行う。
5. 不服審査委員会は異議および苦情の審査結果に基づき、次のいずれかの決定を行う：
 - 異議および苦情を全面的あるいは部分的に認める；
 - 異議および苦情を却下し、決定の根拠を示す。
6. 不服審査委員会の決定は書面で発行され、国家産業促進分野の権限機関による履行は絶対となる。
7. 不服審査委員会の決定は裁判所に上訴することができる。
8. 異議および苦情が認められた場合、異議および苦情を申し立てたカザフスタン生産者は、本法第51-1条で規定された段階を経ることなく、国家産業促進分野の権限機関によりレジストリに登録される。

注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により第51-5条で補完される。

第51-6条 レジストリ登録抹消

カザフスタン生産者のレジストリからの登録抹消は、国家産業促進分野の権限機関により、以下に基づき行われる：

- 1) レジストリのモニタリングにおけるデジタル認証の結果；
- 2) ソフトウェア製造者のモニタリングの結果；
- 3) カザフスタン生産者による登録抹消申請。

カザフスタン共和国の法令に基づく法人の清算、組織変更による再編を除く、法人の再編の場合、カザフスタン生産者は自動的にレジストリから抹消される。

組織再編において、新たに設立された法人はレジストリへの登録を再度申請する。

レジストリから抹消されたカザフスタン生産者は、本法第51-1条に従い、レジストリへの登録の再申請を行う権利を有する。

注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により第51-6条で補完される。

第51-7条生産条件。製造・技術工程。

1. 製造・技術工程とは、財の生産を目的とした、原材料あるいは資材の加工や処理、資材の組立である。

2. 生産条件は、以下の基準のうち1つあるいは複数を含めていなければならない：
特定種類の原材料および（あるいは）構成資材からの財の生産；
製品試験；
規定・技術文書あるいは許認可文書の存在。
3. 生産条件、製造・技術工程は、産業部門関連の国家機関との調整のうえ、国家産業促進分野の権限機関により策定および承認される。
産業部門の国家機関は、その権限の範囲内で、生産条件や製造・技術工程の策定に参加する。
生産条件、製造・技術工程は、カザフスタン共和国で確率された製造・技術工程に関する情報、また各製品に対する製造・技術工程の最低基準に関する情報を含めなければならない。
4. 財の生産条件、製造・技術工程に変更および（あるいは）追加を行う際、以前よりも有利な生産条件を設定することは認められない。

注：第3章は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により第51-7条で補完される。

第52条 輸入規制

輸入規制は、カザフスタン共和国の法令およびカザフスタン共和国により批准された国際条約に従い、カザフスタン共和国法令の要件に基づく財の安全性および品質に関する要件を考慮し、行われる。

カザフスタン共和国の経済的利益の保護を目的として、カザフスタン共和国で生産される輸入商品について、恒常的な価格モニタリングが行われる。

第53条 工業製品生産者と国内販売主体の連携

地方行政機関は、工業製品生産者および国内販売主体との然るべき協定の締結など、関連行政区域における販売活動を促進する環境整備の措置を策定する。

販売活動の規制は、カザフスタン共和国「販売活動規制」法に従い行われる。

第4章 産業の効率性および競争力向上

パラグラフ1 体系的な産業発展策

第54条 労働生産性向上

労働生産性向上は以下を通じて行われる：

- 本法第29条で規定された国家産業刺激策を講じる；
- 人材の教育と能力開発；
- 加工業の技術開発；
- その他、本法に従い、産業政策省庁間委員会の提言および提案を基にカザフスタン共和国政府により決定される措置。

第55条 人材の教育と能力開発

1. 産業イノベーション事業体の高技能人材の確保は、経済優先分野への専門家育成に関する教育

の国家調達を通じて行われる。

国家産業促進分野の権限機関およびイノベーション活動国家支援の権限機関は、産業イノベーション事業体が提出した専門家ニーズに関する情報を基に、経済優先分野で専門家育成が必要な専門分野リストの決定に関する提案を作成し、国民雇用問題に関する権限機関に送付する。

教育分野の権限機関は、国民雇用問題に関する権限機関が提示した産業イノベーション事業体における専門家ニーズを基に、経済優先分野での専門家育成について教育の国家調達を形成する。

産業界の人材能力の強化、また高等および（あるいは）卒業教育機関が生産部門の要件を満たすことを目的として、教育カリキュラムの更新が行われる。

2. 産業の国家産業促進分野の権限機関は、製造業企業をデュアル教育の実施過程に参画させることに対して支援を行い、これにはデュアル教育に関する三者間契約の締結に対する支援を含む。

第56条 加工業の技術開発

1. 加工業およびハイテク分野における企業の技術開発水準の向上を目的として、カザフスタン共和国企業法第23-1章に従い、技術プラットフォームおよび産業分野別技術力センターが創設される。
2. 技術プラットフォームは、相互関連性・相互補完性のある要素で構成される複合体であり、教育・研究・産業イノベーションのインフラや、継続的な技術創出・改善、人材育成、イノベーションプロジェクト実施、（あるいは）加工業の技術発展を目的とした民間企業・研究機関・教育機関・国家機関・準国営部門期間の交流および市場志向型調整ツールの実行に必要な研究事業体、科学技術事業体、革新産業事業体を含む。
3. 産業分野別技術力センターは、加工業の総合的技術開発ビジョンを策定するための然るべき知識、能力、技能、経験を蓄積するとともに、業界および業界間の然るべき能力を有する専門家の参画を通じて、制度的・組織的知識を確保しなければならない。
4. 2025年9月27日付№220-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行により削除。）
5. 加工業の技術開発を目的として、本条で規定されたものに加えて、産業デジタル化の促進、インダストリー4.0およびデジタル技術の導入が行われる。

注：第56条は2025年9月27日付カザフスタン共和国法№220-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により改正。

第57条 産業の研究および（あるいは）科学技術活動の商業

産業における研究および（あるいは）科学技術活動成果の商業化を目的として、また産業事業体の技術近代化を図るため、国家産業促進分野の権限機関により、産業事業体の研究・開発ニーズに関する情報の収集が行われる。この情報は、国家産業促進分野の権限機関により、研究機関を研究調査および開発に誘致する目的で、科学分野の権限機関のネットリソース、および定期行物に掲載するために送付される。

第58条 技術規制および加工業製品標準化

1. 産業製品の安全性および品質の確保、貿易における技術障壁の解消、国産製品の競争力向上のツールとなるのは、技術規制および標準化システムである。

2. 技術規制および標準化における産業政策の優先事項は以下の通り：
 - 1) 産業イノベーション事業体の科学・技術ポテンシャルの活用の向上；
 - 2) 生産品の競争力の向上
 - 3) 既存の貿易障壁の解消；
 - 4) 国際貿易コストの削減；
 - 5) 財・業務・サービスの新規市場への進出、また開拓済み市場における地位定着。

第59条 産業への投資誘致

産業への投資誘致の一環として、各国家機関および各団体により、その権限の範囲内で以下が行われる：

- 1) 産業イノベーションプロジェクト実施への参加の誘致を目的として、外国投資家を含む、潜在的投資家を探し、交渉を行う；
- 2) 産業イノベーション事業体に投資テーマのビジネスフォーラム、会議、セミナーなどへの参加を促す；
- 3) 外国メディアや在外公館経由、またカザフスタン共和国内の外交およびそれに並ぶ代表部や領事館を経由するなど、マスコミにおける産業イノベーションプロジェクトに関する情報を拡散する；
- 4) 既存投資家に対し、再投資を促す；
- 5) 合弁生産施設の設立のため、外国投資家を含む、投資家を誘致する；
- 6) グローバルバリューチェーンへの参入のため、多国籍企業を誘致する。

第60条 加工業企業の国産原材料の確保

1. 加工業企業の国産原材料の供給は、国産原材料生産者、加工業企業、国家産業促進分野の権限機関の間で締結される加工業企業への国産原材料供給に関する合意を基に行われる。

加工業企業への国産原材料供給に関する標準合意書の様式は、国家産業促進分野の権限機関により承認される。

加工業企業への国産原材料の供給手続は、加工業企業への国産原材料供給に関する規則により定められる。

本条において、国産原材料とは、カザフスタン共和国で生産され、国家産業促進分野の権限機関により承認された国産原材料リストに含まれる財と定義される。

国産原材料リストは以下の名称を含む：

- 国産原材料；
 - 国産原材料生産者。
2. 国産原材料リストを形成するため、加工業企業は、加工業企業への国産原材料供給に関する規則に従い、国家産業促進分野の権限機関に申請書を提出する。
 3. 加工業企業の申請書について、以下を根拠として受理が拒否される：
 - 書類一式が不完全；
 - カザフスタン共和国において、求められる国産原材料の生産者が不在。
 4. 国産原材料の生産者は、以下を除き、国産原材料リストに含まれる：
 - 新規生産施設：カザフスタン共和国における事業が3年未満の企業と定義される；

- 加工業企業への国産原材料供給に関する規則で定められる原材料について、生産量が少ない生産者。
5. 国産原材料生産者による加工業企業への国産原材料供給の割合は、当該原材料の国内総生産量に占める、当該生産者の生産量の割合に基づき決定される。
 6. 国産原材料リストに含まれる国産原材料生産者は、加工業企業への国産原材料供給に関する合意の締結が義務付けられている。
 7. 加工業企業への国産原材料供給に関する合意は、特に競争力のある価格条件で締結されるが、特定の国産原材料生産者による当該原材料の最低輸出価格を超えることはない。
 8. 加工業企業は、国産原材料供給に関する合意を締結する際、国産原材料供給に関する規則に従い、以下の義務を負う：
国産原材料の加工拡大；
生産者から受領した国産原材料の第三者への販売禁止。
本項第1部第2段落で規定された義務の履行およびモニタリングの手続は、加工業企業への国産原材料供給に関する規則により定められる。
加工業企業が本項で規定された禁止事項に抵触した場合、加工業企業への国産原材料供給に関する然るべく合意の解除、および同様の合意への参加禁止が伴われる。
 9. 国産原材料リストに含まれる国産原材料について、カザフスタン共和国からの輸出は、国家産業促進分野の権限機関により発行されたライセンスに基づき、許可される。
ライセンス発行は、本法に従い、国産原材料生産者による加工業企業への国産原材料供給に関する義務の履行を条件としてのみ、行われる。
この場合、加工業企業への国産原材料供給に関する義務の履行とは、加工業企業への国産原材料供給に関する合意の締結、およびライセンス取得前の期間における、締結された加工業企業への国産原材料供給に関する合意の範囲内における義務の履行と定義される。
 10. 加工業企業への国産原材料供給に関する合意について、履行の履行モニタリングは、加工業企業への国産原材料供給に関する規則に従い行われる。
- 注：第60条は2024年4月6日付カザフスタン共和国法№71-VIII（初回公布日より6カ月経過後に施行により改正）。

第61条 加工業企業の原材料確保のその他方法

1. カザフスタン共和国政府は、カザフスタン共和国と諸外国の経済主体による互恵的条件における製品相互納入に関して、諸外国政府と交渉を行う。
2. カザフスタン共和国政府は、ユーラシア経済連合加盟国政府と、政府調達あるいは国防調達を実施する加工業企業に対し、加盟国の国内価格で国産原材料を供給する可能性について交渉を行う。

第61-1条 国内価値の拡大

1. 大規模発注者は、国内価値拡大プログラムおよびその標準様式の策定、調整、承認、実施、モニタリングの規則に従い、国内価値拡大プログラムを策定、承認、実施する義務を負う。
2. 国内価値拡大プログラムは、期間を3年以上として策定され、カザフスタン共和国の地下資源および地下資源利用の法令に従い、国家産業促進分野の権限機関と調整のうえ、一般的な鉱物

資源を除く、固形鉱物資源採掘権を有する地下資源利用者により承認される。

国内価値拡大プログラムは、期間を3年以上として策定され、国家産業促進分野の権限機関と調整のうえ、個々の準国営部門主体により承認される。

国内価値拡大プログラムは、期間を3年以上として策定され、国家産業促進分野の権限機関、また自然独占の然るべき分野で指導を行う国家機関と調整のうえ、小規模自然独占主体を除き、自然独占主体により承認される。

国内価値拡大プログラムは、期間を3年以上として策定され、国家産業促進分野の権限機関と調整のうえ、基幹企業により承認される。

然るべき国家機関が国内価値拡大プログラムの調整を拒否する根拠となるのは、以下の通り：

- 1) 財調達における国内価値の目標値が低い；
 - 2) 産業イノベーション事業体の申請件数に基づく、産業発展に向けた諸契約の計画・締結に関する指標が不適合；
 - 3) 中小企業発展の施策が欠けている。
3. 国内価値拡大プログラムは以下の方向性を定めている：
- 1) 財調達における国内価値の割合の向上；
 - 2) 産業発展に向けた諸契約の計画、締結、履行；
 - 3) 中小企業の発展
 - 4) その他の方向性
4. 国内価値拡大プログラムの方向性毎に、大規模発注者の具体的な行動を盛り込んだ行事計画、さらにこれら主体に対するカザフスタン共和国企業法で定められる民間企業への国家支援策、その他、具体的な目標値を定めた施策が見込まれる。
5. 国内価値拡大プログラムの実施のモニタリングを目的として、大規模発注者は、国内価値拡大プログラムおよびその標準様式の策定、調整、承認、実施、モニタリングの規則に従い、プログラム実施に関する情報を提供する。

国内価値拡大プログラムの実施のモニタリングは、国内価値拡大プログラムおよびその標準様式の策定、調整、承認、実施、モニタリングの規則に従い、国家産業促進分野の権限機関により行われる。

6. 本条で規定される義務が履行されたと認める手続は、国内価値拡大プログラムおよびその標準様式の策定、調整、承認、実施、モニタリングの規則に従い、決定される。

国内価値拡大プログラムが履行されない場合、このような不履行が大規模発注者の非ではない場合を除き、カザフスタン共和国諸法で規定された責任を負う。

注：第4章パラグラフ1は、2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より60暦日経過後に施行）により第61-1条で補完される。

パラグラフ2産業各部門の発展

第62条 工業組立契約

1. 輸送手段および（あるいは）その部品、農業機械および（あるいは）その部品の製造発展への刺激を目的として、国家産業促進分野の権限機関は、カザフスタン共和国の諸法人と輸送手段の工業組立契約、農業機械の工業組立契約、輸送手段用部品および（あるいは）農業機械用の工業

組立契約を標準様式に基づき、締結する。

締結された工業組立契約が存在することで、本法第42-1条に従い、特別投資契約を締結した輸送手段および（あるいは）その部品の製造者、また農業機械および（あるいは）その部品の製造者に対する投資優遇措置の提供の根拠となる。締結された工業組立契約の枠組みの中で、本法第27条に従い、輸送手段、農業機械、それら部品の製造者に対する交叉責任が規定される。

2. 本条第1項で規定された契約のいずれかを締結することで、カザフスタン共和国の法人が、輸送手段および（あるいは）その部品、農業機械および（あるいは）その部品の製造分野における産業事業体であることを証明する。
3. 契約締結の際に規定された諸条件、本条第1項で規定された合意に定められた要件の遵守の管理を目的として、国家産業促進分野の権限機関は、カザフスタン共和国の法人による協定締結条件の準拠、また契約の枠組みの中で負う義務の履行について検証を行う。
4. 本条第1項第1号に列挙されたいずれかの契約の要件について、カザフスタン共和国の法人による不履行および不適切な履行の違反が発見された場合、国家産業促進分野の権限機関は、指摘された違反が通知送付から3カ月以内には是正されなければ、カザフスタン共和国民法に従い、一方的に契約を解除する。
5. 組立契約を締結した、輸送手段の製造者あるいは全権代表者である産業事業体は、製造者主導で、カザフスタン共和国内における輸送手段の保守の質向上を目的として、技術的に複雑な財（製品）のリコールを行うことができる。

本項の適用に当たり、技術的に複雑な財（製品）のリコールとは、カザフスタン共和国の法令に従い、製造者あるいはその全権代表者の主導および費用負担で実施されるリコールキャンペーンと定義され、出荷後に発見された特定ロットの技術的に複雑な財（製品）の不具合あるいは製造上の欠陥を解消するため、あるいは技術的に複雑な財（製品）の特性を改善するために行われ、購入者への通知、および提供された技術的に複雑な財（製品）の修理を伴う

6. 本条第1項第1号に規定された契約は、カザフスタン共和国の法人による契約要件の不履行および不適切な履行に関連し契約が解除された場合、カザフスタン共和国の法令に従い、同法人は、ユーラシア経済連合の統一対外経済活動商品分類（以下、「TNVED」という）の関連コードにより契約締結日より付与された優遇措置の償還義務を負うことを含む。

本パラグラフ適用に当たり：

輸送手段とは、技術的に複雑な財（製品）を含む、人、貨物、搭載された設備の輸送用の装置と定義され、農業機械は除外される；

農業機械とは、技術的に複雑な財（製品）を含む、個々の作業あるいは技術工程の機械化・自動化を通じて、農業における労働生産性の向上を目的とした技術手段と定義される；

輸送手段用部品とは、輸送手段の構造の構成要素、部品、ユニット、組立製品、資材、化学製品、ラッカー塗料、輸送手段の製造に必要なその他の構成部品と定義される；

農業機械用部品とは、農業機械の構造の構成要素、部品、ユニット、組立製品、資材、化学製品、ラッカー塗料、農業機械の製造に必要なその他の構成部品と定義される。

注：第62条は2025年7月18日付カザフスタン共和国法№215-VIII（2026年1月1日より施行）により改正。

第63条 輸送手段の工業組立契約

1. ロードトラクター、バス、特殊機械、乗用車、貨物運搬車を除く、輸送手段の工業組立契約は、本法第9条第23号で規定されている合意契約締結の規則および条件に従い、TNVED（対外経済活動商品分類）コードに基づき、カザフスタン共和国の法人と締結される。
2. カザフスタン共和国の法人とのロードトラクター、バス、特殊機械、乗用車、貨物運搬車のTNVEDコード別輸送手段の工業組立契約の締結は、本法第9条第23号で規定されている合意契約締結の規則および条件に従い、技術設備の使用および以下の条件の充足を含む、現地生産得点評価制度の初期要件を満たした後に行われる：
 - 1) 企業内に、溶接、塗装（乗用車の場合は電気泳動も含む）、車体（キャビン）組立の技術工程を構築する。乗用車については、2つ以上のブランドの輸送手段を生産する場合は各ブランドで1モデル以上、1つのブランドのみを生産する場合は2モデル以上；ロードトラクター、バス、特殊機械、貨物運搬車についてはTNVEDコード毎に1モデル以上。生産能力が2シフト制で、乗用車については年間25,000台以上、ロードトラクター・特殊機械・貨物運搬車については年間1万台以上、バスについては年間1,200台以上。
 - 2) 企業あるいはリース会社の貸借対照表に工業組立に使用されるリース資産を含む、生産資産が存在すること。乗用車については共和国予算法で定められた当該会計年度の月次算定指標の1,800万倍以上、ロードトラクター、バス、特殊機械、貨物運搬車については共和国予算法で定められた当該会計年度の月次算定指標の350万倍以上。
3. 溶接および塗装の技術工程の実施を含め、発動機付輸送手段の工業組立契約（複数間契約）の事前取り決め条件および義務の履行について、カザフスタン共和国のいずれか1つの法人と締結した契約の枠組みの中で、本法第9条第23号で規定された契約締結の規則および条件に従い、複数間工業組立契約を締結することができる。ただし、乗用車のTNVEDコードに基づく輸送手段の複数間工業組立契約は除く。

契約締結には、本法第9条第23号で規定された合意契約締結の規則および条件に従い、現地生産得点評価制度の要件が反映される。
4. カザフスタン共和国の法人が、ロードトラクター、バス、特殊機械、乗用車、貨物運搬車のTNVEDコード別輸送手段工業組立契約を履行することで、これら法人に対し、カザフスタン共和国の国家調達に関する法令に従い、財の国家調達に関する長期契約、本法で規定されている産業発展に向けた諸契約を締結する機会が与えられる。

第64条 農業機械の工業組立契約

1. カザフスタン共和国の法人との、トラクター、穀物収穫機、飼料収穫機のTNVEDコード別農業機械工業組立契約は、本法第9条第22号で規定された合意契約締結に関する規則および条件に従い、以下の条件を満たしたうえで締結される：
 - 1) 資材の切断、曲げ加工、溶接、組立、塗装などの製造業務の実施；
 - 2) 企業あるいはリース会社の貸借対照表に、工業組立で使用されるリース資産も含め、共和国予算法で規定された当該会計年度の月次算定指標の50万倍以上の生産資産を有する。
2. トラクター、穀物収穫機、飼料収穫機のTNVEDコードを除き、カザフスタン共和国の法人との農業機械工業組立契約は、本法第9条第22号で規定された合意契約締結に関する規則および条件に従い、以下の条件を満たしたうえで締結される：

- 1) 資材の切断、曲げ加工、溶接、組立、塗装などの製造業務が、農業機械の設計に含まれていれば、これらの実施；
- 2) 企業あるいはリース会社の貸借対照表に、工業組立で使用されるリース資産も含め、金額が共和国予算法で規定された当該会計年度の月次算定指標の10万倍以上の生産資産を有する。

第65条 工業組立契約の枠組みの中でのインセンティブ付与

1. 本法第42-1条に基づく特別投資プロジェクトの投資優遇措置の提供、カザフスタン共和国における環境に優しい自動車（ユーラシア経済連合の技術規定で定められた環境クラスに適合するもの）およびその部品の製造、カザフスタン共和国の環境関連法に従い、輸送手段および（あるいは）その部品に対する環境要件を満たす自走式農業機械の製造、農業機械および（あるいは）その単位毎の部品の製造、ユーラシア経済連合の権利を考慮した、カザフスタン共和国の国家調達に関する法令に基づく国家調達に関する長期契約の締結、輸送手段・農業機械・それら部品の製造者による製造発展への刺激に向けたその他の施策の享受、これらはカザフスタン共和国の法人に然るべき輸送手段および（あるいは）その部品、農業機械および（あるいは）その部品について工業組立契約が存在する場合のみ、可能となる。
2. 本法第63条に従い輸送手段の組立契約を締結したカザフスタン共和国の法人に対して付与される支援策の規模は、本法第9条第23号で規定された輸送手段の工業組立契約に関する規則および条件に従い、現地生産得点評価制度を基に決定される。

注：第65条は2025年7月18日付カザフスタン共和国法№215-VIII（2026年1月1日より施行）により改正。

第66条 二酸化炭素排出量削減策

水素燃料製品も含め、低炭素製品の普及を通じたカーボンニュートラルの実現を目的として、国家産業促進分野の権限機関および環境保護分野の権限機関により、次のような二酸化炭素排出量削減策が講じられている：上記製品の生産拡大、国家調達に関するカザフスタン共和国の法令に基づくものも含めた、当該製品の購入促進、それらの使用の魅力向上、カザフスタン共和国の法令で規定されたその他の措置。

第5章 最終規定および経過規定

第67条 カザフスタン共和国産業政策法令の違反に対する責任

カザフスタン共和国産業政策法令の違反には、カザフスタン共和国の諸法で定められた責任が問われる。

第68条 経過規定

2023年6月29日まで以下の効力を停止する：

- 1) 本法第29条第7号、停止期間中は、次のように適用されるものとする：
「7)土地および地下資源利用権の付与」；
- 2) 本法第36条、停止期間中は次のように適用されるものとする：

「第36条土地および地下資源利用権の付与」

産業イノベーション事業体への土地および地下資源利用権の付与は、以下を通じて行われる：

- 1) カザフスタン共和国土地法に従い、一時的な地下資源利用権を基に土地区画の割当；
- 2) カザフスタン共和国「地下資源および地下資源利用」法に定められた手続で、生産活動（技術サイクル）に関連する固形鉱物資源の探査あるいは採掘に向けた地下資源利用権の付与
本法第51-1条、第51-2条、第51-3条、第51-4条、第51-5条、第51-6条、第51-7条の施工前に発行された「CT-KZ」様式の前産地証明書および工業証明書、これらに関連するカザフスタン共和国の国家機関の文書は2026年1月1日までその効力を維持するものとする。

「CT-KZ」様式の前産地証明書および工業証明書の発行は、2026年1月1日まで行われるものとする。これら「CT-KZ」様式の前産地証明書および工業証明書、これらに関連するカザフスタン共和国の国家機関の文書は2026年1月1日までその効力を維持するものとする。

注：第68条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により改正。

第69条 本法の施行手続

本法は初回公布日より10暦日経過後に施行される。例外は以下の通り：

- 1) 第9条第39号、初回公布日より60暦日経過後に施行；
- 2) 第18条、2022年7月1日より施行；
- 3) 第51条、2026年1月1日まで有効。

注：第69条は2025年5月19日付カザフスタン共和国法№188-VIII（初回公布日より10暦日経過後に施行）により改正。

カザフスタン共和国大統領K. トカエフ